

令和2年度第2回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

令和2年度第2回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

- 1 開催年月日 令和2年7月3日(金)
- 2 開催場所 板橋区役所北館9階大会議室A
- 3 審議会委員
- | | | |
|-----|------|--------|
| 会長 | 佐藤 | 信行 |
| 副会長 | 岩隈 | 道洋 |
| 委員 | 飯塚 | 亜矢子 |
| | 高木 | 祥勝 |
| | 河野 | 雅子 |
| | 藤崎 | 弘道 |
| | 真野 | 英人(欠席) |
| | 福司 | 慶子 |
| | 川原 | 清美 |
| | 山田 | 貴之 |
| | さかまき | 常行 |
| | いわい | 桐子 |
| | おばた | 健太郎 |
| 橋本 | 正彦 | |
| 中川 | 修一 | |
- 4 事務局 総務部長
区政情報課長
IT推進課長
- 5 関係課長 児童相談所設置担当課長
教育支援センター所長
地域教育力推進課長

午前9時30分 開会

○区政情報課長 皆様おはようございます。

まだ、定刻前ではございますが、委員の皆様がお揃いでございますので、これから令和2年度第2回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと存じますが、その前に、委員に交代がございましたので、最初の進行を事務局で執り行わせていただきたいと思います。

審議会に先立ちまして、新たに委員になられた飯塚亜矢子委員、山田貴之委員、いわい桐子委員、おばた健太郎委員に、坂本区長から委嘱状をお渡しいたします。

—————委嘱状交付—————

○区政情報課長 飯塚委員におかれましては、前委員の西田委員が退任されたため、板橋法曹界からご推薦をいただきまして、令和2年4月1日付でご就任いただきました。

山田委員、いわい委員、おばた委員につきましては、区議会から推薦がございましたので、令和2年5月25日付でご就任いただきました。

今回新たにご就任いただきました皆様は、前任者の残任期間として、ほかの皆様と同様に令和2年11月30日までの任期となります。

それでは、ここで坂本区長からご挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、おはようございます。

大変暑い中、また、このコロナウイルスの、大変、まだまだ心配な頃、早朝からお集まりいただきましたことを、まずお礼を申し上げます。

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の委員の皆様には日頃から板橋区全般にわたりご尽力いただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

また、前回の緊急に開催することになりました第1回審議会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電子メールを併用した書面による会議という異例の形式で開催となりましたけれども、その際には活発なご意見とご質問等を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

本日の、諮問の案件については2件ございまして、まず1点目は令和4年4月に開設予定であります（仮称）子ども家庭総合支援センターに係る案件、もう1点はWeb会議の実施等、新型コロナウイルス対策のために行われる新規事業になります。

委員の皆様には、区の情報公開及び個人情報保護について、適正かつ円滑な運営を図るために、ご指導賜りたくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、国の緊急事態宣言が5月25日に解除されまして、東京アラートも6月11日に解除されました。

しかしながら、新型コロナウイルスの対応は長丁場となると見られております。

委員の皆様におかれましては、拡大防止と社会活動の再開をもう一度行うために、新しい生活様式の実践にご協力をお願いしたいと思います。

区におきましても、区民生活の不安を払拭しながら、生活の安全を守ること、更に日常や事業活動で影響を受けた方々の生活支援を図るなど、全力で対応すべきこととなります。

何かとご不便をおかけいたしますけれども、特段のご理解とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、冒頭のご挨拶に代えます。

どうぞ、皆様よろしく願いいたします。

○区政情報課長 それでは、今回、委員の方も変わられておりますので、お手元の資料8に基づきまして、名簿の順に沿って改めて審議会委員の皆様のご紹介させていただきたいと思っております。

————— 委員紹介 —————

○区政情報課長 ありがとうございます。

大変申し訳ございませんが、坂本区長は、公務のためここで退席させていただきたいと思っております。

(坂本区長 退席)

○区政情報課長 事務局に人事異動がありましたので、ご案内いたします。

森に代わりまして尾科が総務部長に着任いたしました。

○総務部長 尾科でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 IT推進課長の関根、それから区政情報課長の佐藤につきましては、異動はございません。

以上が事務局でございました。

会議資料は、次第に記載されたとおりでございます。お手元に資料がないようでしたらお申しつけください。それでは、これからの会議の進行につきましては佐藤会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

密を避けるということで、いつもより距離がございまして、またマイクがない環境でご

ございますので、万が一、私の声が聞こえづらいということがございましたら、ご遠慮なく、大声を出せというふうにおっしゃっていただければと思います。

今このぐらいの声の感じで聞こえますか。

(「聞こえます」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、ただいまから令和2年度第2回情報公開及び個人情報保護審議会を開始したく存じます。

開会の前でございますが、区民の方から、本日の審議会につき傍聴希望が5件寄せられているということでございます。

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会傍聴規定第3条に基づいた手続きがなされておりますので傍聴許可したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 では、どうぞお入りいただけますか。

席は大丈夫ですか。入りますか。席が近くなってしまうと申し訳ありませんが、少し離れてお座りいただければと思います。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、個人情報保護制度に基づく諮問事項についての審議が、諮問案件として2件、報告事項が6件あります。

効率的な議事進行を進めたく存じますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、本日も担当課長の出席をいただいております。

質問の内容によりましては、担当課長よりお答えするということになっておりますので、その点も併せてご理解ください。

では、初めに、資料1-1、諮問事項の1、(仮称)子ども家庭総合支援センター業務システム構築業務委託等について、事務局から説明を求めます。

○IT推進課長 それでは、資料1の説明を始めさせていただきますと思います。

表紙をめくっていただきますと、1ページ目になってございます。

まず、項番の1、諮問の根拠でございます。

これらにつきましては、記載のとおりでございます。

項番の2、諮問の事項でございます。

(1) (仮称)子ども家庭総合支援センター業務で使用する新システムの構築及び保守を委託すること。

(2) 子ども家庭支援センターで使用しております児童家庭相談システムのデータを、児童相談所業務システムに移行する作業を委託すること。

なお、※に書いてございますが、児童家庭相談システムは、平成27年度第3回保護審で諮問済でございます。

(3) (仮称) 子ども家庭総合支援センター業務における必要な個人情報及び特定個人情報児童相談所業務システムへ記録すること。また、児童家庭相談システム、区の住民記録システム及び税・医療システム、並びに東京都から提供される情報を児童相談所業務システムへ記録すること。

項番の3、諮問の内容でございます。

児童福祉法の改正によりまして、児童相談所と区の子ども家庭支援センターの機能を併せ持った(仮称)子ども家庭総合支援センターを令和4年4月に開設することになりました。

開設に伴いまして、現在使用しております児童家庭相談システムの機能を内包した児童相談所業務システムを新たに構築する必要があるため、項番の2、前記の2の(1)から(3)について、本審議会に諮問するものでございます。

項番の4、全体図と、項番の5、個人情報等の項目につきましては、それぞれ別紙1、別紙2でご説明を申し上げます。

別紙1の4ページ目をお願いします。

まず、全体図でございます。

左側の方に、今、区が所有しております基幹系システムのサーバ群という図が載っております。

こちらの方から右の方に矢印が流れてございます。

新たに構築します児童相談所業務システムに必要な情報を、こちらの基幹系システムから情報連携いたします。

情報連携に当たりましては、基幹系のネットワーク、専用回線を使って行うものでございます。

その右隣でございます。

児童相談所業務システムの上、構築・保守事業者と書いてございます。

これが、諮問事項の(1)に当たります外部委託でございます。システムの構築及び保守でございます。

その右隣、児童相談システム、児童家庭相談システム（既存）となっております。

今使っているシステムから、新たに構築します児童相談所業務システムにデータを移行します。

こちらの方が、先ほどご説明いたしました諮問事項（２）の外部委託に該当するものでございます。

その下、東京都と書かれてございます。

こちらの方は、諮問事項（３）に当たる電算記録でございますが、東京都からは紙ベースで情報が提供されますので、必要に応じて、児童相談所に勤務する職員が入力をするという意味合いで書かれてございます。

最終的には、こちらの児童相談所業務システムの児童相談所業務システムサーバの中に、全て電算記録として個人情報記録されていくものとなっております。

次に、別紙２、５ページ目でございます。

左と右に表が別れてございますが、左側の表は、既に取り扱っている個人情報、児童家庭相談システムで保持している項目となっております。

左側から、ナンバー、項目となっております。項目の右のところには対象者が書かれております。その情報は誰のものなのか。「対象児」というのは対象児童のこと、あと、家庭、里親、家族、場合によっては職員というふうに書かれている項目もございます。

その右側、児童相談所業務システムというのが今回新たに追加する項目となっております。

No. 1から35までということでございます。

また1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

項番の6、外部の委託先でございます。

システムの構築・保守事業者となっておりますが、こちらの事業者につきましては、これからプロポーザルにおきまして事業者を選定するという予定になってございます。

ページが変わりまして、2ページ目でございます。

項番の7、個人情報の保護措置に関するものでございます。

（1）外部委託に関する保護措置となります。

「①委託契約にあたっては」と書かれてございます。

「秘密の保持」以降、こちらの項目は契約等を取り交わす際に記載する内容となっております。

②受託事業者が個人情報を取り扱う場合は、区が指定する場所で行います。その際、受託事業者が使用する端末は限定し、区のデータの持ち出しは禁止といたします。

③児童家庭相談システムから児童相談所業務システムへのデータ移行は、受託事業者の中で操作者を限定しまして、外部記録媒体を用いて行います。

④受託事業者は、データ移行に使用する外部記録媒体にパスワードを設定するとともに、データを暗号化いたします。

⑤データ移行に使用する外部記録媒体は、消去プログラムを使用する等、適切な方法でデータの消去作業を実施し、最終的には消去方法及び消去を証明する証明書を提出していただきます。

(2) 電子計算組織への記録に関する保護措置でございます。

①児童相談所業務システムの通信は、インターネットへ接続せず、板橋区の基幹系ネットワーク回線を使用いたします。なお、住民記録システム、税・医療システムからのデータの連携は、日次で行う予定でございます。

②児童相談所業務システムのサーバのデータは、暗号化し、情報漏洩・紛失等の事故防止策を講じた上で格納します。また、システムの利用状況を記録し、分析可能なアクセスログの収集を行い、不正アクセスまたはデータが改ざんされていないか監視いたします。

③サーバは、施錠が可能なラックに格納したうえで、区の指定するセキュリティエリアに設置いたします。また、サーバには専用端末を設置します。

④サーバ及び端末にはウィルス対策ソフトを導入し、脆弱性の診断を行います。

⑤職員が利用する端末は、ユーザID・パスワード及び静脈認証を設定し、操作者を限定いたします。また、IDにはアクセス権限を設定し、必要な情報のみ閲覧・操作可能となるよう制御いたします。

(3) 共通保護措置でございます。

こちらの方は、条例施行規則等を遵守するとなっておりますが、今回の業務につきましては、マイナンバーを利用する事務でございますので、「また」以下のところが追記されてございます。

特定個人情報保護評価書作成時に追加された保護措置について遵守するとなっております。

項番8、実施予定でございます。

令和2年9月から実施いたします。稼働そのものは令和4年4月となっております。

ページが移りまして、3ページでございます。

担当課は、子ども家庭部児童相談所開設準備課となっております。

なお、参考としまして、1、子ども家庭支援センターの年間新規受理件数は、平成30年度実績で1,300件程度。

2、北児童相談所年間新規受理件数につきまして、板橋区分は平成30年度実績で1,200件程度。

こちらの1と2については、相談業務の内容が異なるということになってございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等を承りたいと思います。

どうぞ、さかまき委員。座ったままで結構です。

○さかまき委員 幾つかご質問させていただきます。

まず、外部委託する、作業場所なのですけれども、区が指定する場所で行うというふうにあります。構築作業中というのは、作業場所というのはどちらになる予定でしょうか。

○会長 どうぞ、担当課長。

○児童相談所開設準備課長 児童相談所開設準備課長の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

外部委託の作業場所でございますけれども、個人情報に伴うものにつきましては本庁舎の中で、個人情報を伴わないものは委託先といったところで、今考えているところでございます。

○さかまき委員 委託作業の全般の内容としては、サーバ側に主に構築する作業になるというふうな理解なのですけれども、そういった捉え方で間違いないでしょうか。

○会長 どうぞ、担当課長。

○児童相談所開設準備課長 おっしゃるとおりでございます。

○会長 どうぞ、さかまき委員。

○さかまき委員 ありがとうございます。

それと、先ほど、東京都からのデータの連携でありましたが、紙ベースでというお話がございました。それで、データの移行という部分で委託する分に関しては、移行作業において、紙からの入力作業というのは委託業務には含まれていないということなのですか。

○会長 担当課長。

○児童相談所開設準備課長 おっしゃるとおりでございます、区の職員が入力をしていく予定でございます。

○会長 はい、どうぞ。

○さかまき委員 あとは、実際のこのシステムのサーバ側の監視ですけれども、ログ等の収集で監視をすると書いてありますけれども、その監視体制、運用の部分になるかと思うのですが、今現在、どういうスパンで、どういうサイクルで監視をするかというところが、もしも固まっているところがあればお聞かせください。

○会長 どうぞ、課長。

○児童相談所開設準備課長 月に1回、管理職の方が確認作業を行うという形で想定しているところでございます。

○さかまき委員 月1回、監視をしていくということで、一般的なサーバに対する監視業務として、変わりがないかというか、不審なアクセスがないかというチェックのサイクルとして、月1回というのは、ほかの業務と比較した上で妥当なのでしょうか。

1か月間に何かあって発覚が分かるというか、その辺のところを。

○会長 どうぞ。

○児童相談所開設準備課長 大変失礼いたしました。

普段、変わった場合には、画面の方にポップアップが出るような仕組みになってございまして、管理職のところには、ひと月で使った分の個人情報、誰がどのように使ったのかといったものの一覧が出てくるといったスキームで、今、検討しているところでございます。

○会長 どうぞ。

○さかまき委員 何か異常があれば、直ちに対応するというふうなことですな。

○児童相談所開設準備課長 おっしゃるとおりでございます。

○さかまき委員 ありがとうございます。

○会長 どうぞ。

○山田委員 細かく聞いて恐縮ですけれども、この別紙1の図で言いますと、基本的には、構築されるサーバの基幹系ネットワークの中に、このサーバが組み込まれますので、実際の子ども家庭総合支援センターからは違う場所にあるということですよ。

○会長 どうぞ、課長。

○児童相談所開設準備課長 サーバでございますけれども、本庁舎の中で、区で使ってお

ります他のシステムと同じサーバを格納しているところに置きたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 以上でよろしいですか。

○山田委員 ありがとうございます。すみません。

○会長 高木委員が先でしたから、高木委員。

○高木委員 全般的なものでつかぬことを聞きますけれども、児童福祉法の改正の時期はいつですか。

○会長 課長分かりますか。

○児童相談所開設準備課長 平成28年に児童福祉法が改正されまして、特別区におきましても児童相談所を設置できるという形に変更になってございます。

○高木委員 新聞で、例えば練馬区はつくらないとニュースになったりしましたがけれども、これは、23区のうち、設置されている区はどのぐらいになりますか。

○会長 課長。

○児童相談所開設準備課長 今現在、今年の4月ですけれども、世田谷区と江戸川区の方で開設されてございまして、7月に荒川区の方で開設といったような形になってございます。

○会長 どうぞ、高木委員。

○高木委員 場所ですが、旧板橋三小というのはどちらですか。

○会長 課長お願いします。

○児童相談所開設準備課長 板橋区の本町でございます。

○高木委員 板橋区本町。分かりました。

○会長 ほかはよろしいですか。いわい委員。

○いわい委員 諮問事項の(1)、(2)が委託の部分で、(3)は、先ほどの話では職員がやる部分というふうに考えていいのかということと、あと、期間が9月から実施ですけど、委託部分の期間や、職員がやるのは、ずっと最後のことなのかということを確認したいです。

○会長 はい、どうぞ。課長、お願いします。

○児童相談所開設準備課長 2の諮問事項の(1)、(2)につきましては、外部委託という形になってございまして、(3)につきましては電算の記録といったような形になっ

てございます。

期間でございますけれども、令和4年4月に開設したいと思っております、令和4年3月までにシステムを構築していきたいというふうに考えているところでございます。

○会長 どうぞ、いわい委員。

○いわい委員 そうすると、構築及び保守の委託と書いてあるのですけれども、保守の部分の委託はずっと継続したものを取って、情報を扱うことになるのかということ、その辺の基本的なことが聞きたいのと、職員の入力する部分がよく分からないんですけど、随時情報がきて、その都度、入れる作業のことを言っているのかどうかということがよく分からないのです。

新しくつくる上で発生する作業の部分なのか、日常的な作業の部分なのかということを確認したいということと、それから職員がやるというのは、先ほど、東京都からペーパーで来るというのは大変なことだと思っているんですけど、最初の移行の時期というのは何件ぐらいその作業が発生するのか。そのときに、この職員がいるということなんですけど、体制というか、非常に重い情報だと思うので、煩雑な業務の中でやるようになってしまっているのではないかという心配があるんですけど、この体制がどういうふうになっているのかということをお教えください。

○会長 はい、課長どうぞ。

○児童相談所開設準備課長 まず、入力するものの紙ベースでございますけれども、都からいただくデータと、これから発生するものを入れていくといったようなイメージでございます。日常のものも含めてといったようなイメージでございます。

それから、保守の関係の業者でございますけれども、同じ業者にお願いしたいというふうに、今のところ予定としては考えているところでございまして、期間は未定というところでございます。

都からの移行のデータですけれども、件数的な件でいきますと7,500件程度あるのではないかとこのように想定してございますが、まだ東京都から正確な数値をいただいているところがございます。

それから、職員の体制でございますけれども、今現在、正式には100名以上、100から120ぐらいの間といったところで考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○会長 はい、いわい委員どうぞ。

○いわい委員 そうすると、移行の準備期間に7, 500件の作業をして、先ほどの令和4年までにはその作業を終わらせるということ。令和4年の開設のときまでには。

その期間に、職員の方は120人ということなんですけど、これは恒常的に120人、準備期間も120人いらっしゃるということなのか、入力作業が始まって、要するに、最も入力作業が発生する時期が、どういう体制でこの作業が行われるのかということと、実際にその入力作業に携わる人は、2ページで言うと(2)の⑤に操作者を限定すると書いてあるけど、どれぐらいの人数なのかということをお教えください。

○会長 はい、課長どうぞ。

○児童相談所開設準備課長 準備期間の職員体制でございますけれども、まだ正式には決まっておりませんが、令和3年度につきましては、私どもの開設準備課で30名程度の職員で準備に当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、操作者でございますけれども、先ほど申し上げました正規職員の部分と、あと、今までは非常勤職員と呼んでおりましたけれども、本年度から会計年度任用職員と呼んでおります。その職員も30名程度採用したいというふうに考えているところでございます。そこで、150名程度の職員で操作をしていくというような形を考えているところでございます。

○会長 どうぞ、いわい委員。

○いわい委員 そうすると、日常的な作業、始まった後の作業は、120人プラス30人で作業するということなのではございますけれども、実際の準備期間は30人のうちの何人で入力されるのか。それが、本当に、そのためだけに人がいなくていいのかなという心配をしているのですけれども。

準備といっても色々な作業がある中で、今日はこの作業、今日は入力といった場合に、情報の管理とか、一番しんどいのは、非常に重い、東京都から来る児童相談所で扱ってきた重い情報の書類の管理が紙で来るわけですよね。そういうことを何人で扱って、この期間に7, 500件ぐらいのものを入力しなければいけないという作業ができるのかということをお心配するのですけど。

○会長 どうぞ、課長。

○児童相談所開設準備課長 日常の作業につきましては、委員のおっしゃるとおり150人ぐらいということなのではございますけれども、令和3年度の準備につきましては、30名のうち10名程度で作業の方に当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

作業につきましても、必要なものから、既に終結しているデータ等もございますので、そういったものは紙ベースで残しておきながら、今動いているものといったものから順番にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○会長 どうぞ。

○いわい委員 10人というのが足りるのかなとすごく心配しているのですが、やる中で、必要な場合は人を増やす必要があると思うんですけど、要するに、紙の管理はどうするのか。

終わったもの、終わっていないものと分けるというのは分かるのですがけれども、紙1枚なくなっただけで大変な作業だと思うのです。これもやっている最中に、例えば、その日にやる作業の人は、もうそれしかやりませんというのか、そういう区分けがないと、午前中にやった作業はこっち、午後は入力作業をしますというんだと、非常にこの紙の扱いは本当に煩雑になって、紛失とかになってしまう可能性があるんじゃないかと心配をしているのです。

その辺りはどういうふうに徹底するのかは、この今日書類には書かれていないので、そこを心配しているんですけど。

○会長 はい、課長どうぞ。

○児童相談所開設準備課長 10人につきましては専任でやりたいというふうに思っております。

また、紙の管理につきましては、厳重に、保管庫等に鍵をかけまして鍵を掛けまして、出し入れにつきましても帳簿のようなものをつけて、きちんとした形でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

また、都の職員から引き継ぎを受けるといった部分もありますので、区の方だけではなく、都からいただく情報等も、都の職員とともに、情報をいただいたらやっていくという形を想定しているところでございます。

○いわい委員 そこも分かりました。

ただ、気をつけて対応していくところの準備の期間なので、必要であれば人員増も考えた方がいいかと思えます。

加えて、逆に言うと日常が始まったときに150人の人がこれだけの情報を、先ほどの話だと扱うようになるという、それはそれで大変危険なゾーンだなというふうに私は思っているんですけど、その辺りの管理はどういうふうにされていくんでしょうか。

○会長 はい、課長どうぞ。

○児童相談所開設準備課長 日常につきましては、委員がご指摘のとおり150名ぐらいでやっていくという形になります。

先ほど、事務局からの説明がございましたけれども、ログで管理していくというようなやり方になりますし、紙ベースにつきましては、先ほど答弁で申し上げたとおり帳簿を用いて、といった形できちんと管理していきたいというふうに思っているところでございます。

○会長 はい、いわい委員。

○いわい委員 そして、あと、委託の方の確認をさせてもらいたいんですけど、保護措置をするに当たって、2ページの(1)の①、②で大分、色々な禁止事項が書かれているんですけど、禁止事項をきちんと守っているという把握はどういうふうにしようと思っているのかということ、それから⑤に消去を証明する証明書を提出してもらおうと書いてあるんですけども、素人なものなので消去を証明する証明書はどんなものだろうということを教えてください。

○会長 はい、課長どうぞ。

○児童相談所開設準備課長 保護措置につきましては、①のところに書かせていただいておりますけれども、ウィルス対策ソフトを入れさせていただきましたり、あとは静脈による認証で、職員の誰が使ったのかというものも分かるような形にしていきたいと考えています。

また、USB等も制限していきたいというふうに思っております。

それから、消去の方法でございますけれども、職員が立会いの下で、委託業者が消去するときに立会いを行うといった形で、完全に消えているというのを確認したいというふうに考えているところでございます。

○いわい委員 先ほどの委託の禁止は、おっしゃるとおりなんだけど、例えば再委託も原則禁止とか、実際に作業している人がこの受託した事業者かどうかという点検とか、そういったものはどういうふうに考えているんですか。

○会長 はい、課長どうぞ。

○児童相談所開設準備課長 再委託につきましては、やらないと申しますか、再委託できないものだというふうに認識しているところでございます。

事業者の証明に関しましては、身分証明書であったり、社員証でありましたり、顔写真等をつけていただくといったことで、きちんと確認していきたいというふうに考えている

ところでございます。

○いわい委員 そうすると、本庁舎でやる部分については、そういう確認、点検ができるかと思うんですけど、先ほどの話だと、区が指定する場所で、個人情報が伴うのは本庁舎ということなので確認をするということですが、どこでどういうふうに、毎日来たら確認するとか、この作業を積み上げていくというのはどういう仕組みになっているのでしょうか。

○会長 課長、どうぞ。

○児童相談所開設準備課長 本庁舎におきまして、職員立会いの下で行いたいと思っております。また、その正式な職員は決まっていないような状況になってございます。

必ず、委託の業者が来て作業を行う場合は、職員が横につくということを想定しているところでございます。

○会長 はい、どうぞ。

○いわい委員 私自身が、この児童相談所等ができる過程で、どうしてもこの移行作業は必要な作業だというふうに思っているんですけど、非常に重い案件を扱う部分なので、よほど、煩雑にしない、かつ、きちんと仕組み的に情報が漏れることがないようにするというのを徹底してやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○会長 はい、課長ありますか。

○児童相談所開設準備課長 委員がご指摘のとおり、センシティブな情報も多々あると思いますので、セキュリティを高めていきまして、区の決まりに従いましてきちんと管理の方をさせていただきたいというふうに思っております。

○会長 ありがとうございます。

では、山田委員どうぞ。

○山田委員 ありがとうございます。

では、質問をさせていただきたいと思うんですけども、東京都からいただくデータが紙資料ということでありますけれども、なぜ紙資料で区に渡されるのか、そもそもデータで保存しているものであれば、そのままデータで渡していただければいいというふうに思いますし、紙資料で保存されているものであれば、紙資料で区も保存すればいいのではないかというふうに思うのですけれども、そこをなぜ、紙でいただいて、区がデータ化をしなければいけないのかというところを教えてください。

○会長 はい、課長お願いします。

○児童相談所開設準備課長 都からのデータでございますけれども、委員からお話にあつたとおり紙ベースでございますして、先行3区が都にデータでくださいとお願いをしたそうなのですけれども、都の方から、データではなく紙でという回答が来ているというふうに聞いているところでございます。

当区の方でも、いただけるものであればデータでいただきたいと思っているところでございますが、まだそここのところは全く交渉していないものですから、今のところは先行3区に倣って紙ベースでやるということを想定しているところでございます。

また、紙ベースではなく、どうしてデータ管理かというところにつきましては、迅速な対応が必要になってまいりますので、そういったところの部分でデータ化させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○山田委員 手作業での入力というのは、入力ミスをするということも、これだけの件数ですから当然あり得ることですし、作業としても、いわい委員から色々と質問がありましたけれども、重複するので質問はしませんが、相当な作業量、しかも細心の注意を払っての入力、すごく事務負担が掛かるものではないかというふうに想像しておりますので、先行3区の事例があるとはいえ、板橋区としては同じタイミングでやる区とともに、もう少しいい方法がないのかというのは、ぜひ引き続き、区と調整する余地があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 今、委員からいただいた意見を参考させていただきまして、都と交渉していきたいというふうに思っております。

○会長 はい、山田委員。

○山田委員 先ほども課長がちらつと言われたのですけれども、諮問事項の(1)、(2)、(3)をまとめて一つの事業者に委託をする、システム構築するということで理解しておりますが、構築・保守事業者というのは、プロポーザル方式で選定することと、それと、その後、稼働されてからは何年かに1回は改めてプロポーザルで業者が変わっていくのかということをお教えください。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 今ご質問いただきました諮問事項の1から3につきましては、1社といったところを想定しているところでございます。

また、その1社につきましてもプロポーザル方式で決定していきたいというふうに思っています。

あと、委員からもいただきました、その後はどうするのかというご質問だと思うのですが、数年経ちましてから検証等を行いまして考えていきたいと考えているところがございます。

○会長 はい、山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

このシステム構築に係る期間についてなのですが、先ほど、稼働が令和4年4月で、実施期間が令和2年9月だということでありまして、プロポーザルで受託していただく事業者の設定期間は、どれぐらいの期間の中でそれを行うのかということ、決まっていれば教えてください。

○会長 どうぞ、課長。

○児童相談所開設準備課長 令和4年4月の開設を目指してございますので、1年から1年半程度で構築の方をしていきたいというふうに考えているところがございます。

○会長 はい、山田委員。

○山田委員 そうすると、紙ベースでいただく資料や、元々、区の持っている資料を、当然移行していかなければいけないと思うんですけども、この準備期間においてもまた新たなデータが、1年間分ですから、ここで示されているように1年間1,300件とか1,200件とかあって、板橋区分が当然あるわけですが、その部分に関してはどのような委託契約になるのか、それは全部、区の方が委託をせずに引き取ってするのか、その辺のところを教えてください。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 都からいただけるデータにつきましては、いただいたものを区の職員が入力するという形を考えてございますし、区で発生したもの、子ども家庭支援センターで新規に発生するものにつきましても、区の方でデータを取り込んでいくといった形を想定しているところがございます。

○会長 はい、山田委員。

○山田委員 最後にしますけれども、準備期間中が1年ということで、個人情報の保護措置に関する規程に関しては禁止事項が並んでいるわけですが、この1年間の間、システム構築の中で、板橋区が、データ消去に関しては立ち会うということですが、

報告を受けたりということは想定されていますか。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 その都度、その都度、業者の方とは打ち合わせ等を重ねていきたいと思っておりますので、そういったところでは、報告等、検証等も求めていきたいというふうに思っているところでございます。

○会長 じゃあ、それではおばた委員。

○おばた委員 よろしく申し上げます。

たくさん質問が出てきたので端的に伺いたいとは思いますが、再委託について、まず伺いたいのですが、基本的に再委託の原則禁止ということですが、今、正直なところ、システム業界としては基本的に再委託をしないで自社だけでという開発だと、かなり大変なことになるのかなというふうに思っているんですけども。

現場作業として、本社の社員の人間が作業をするというのは分かるんですけども、開発の場面においては、そういった原則というところの運用については、ある程度検討が必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の見解は、まずいかがでしょうか。

○会長 課長、お願いします。

○児童相談所開設準備課長 再委託のところではございますけれども、児童相談所で扱うものは特殊な形のものも多くございますので、今、走り出しているところのパッケージをいただくようなイメージで考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○会長 はい、委員。

○おばた委員 そうすると、開発部分はそれほど多くないということをおっしゃりたいのですか。

○児童相談所開設準備課長 板橋区独自で何か足していただけるものがあれば、足していきたいというふうに考えているところでございます。

○会長 はい、委員。

○おばた委員 じゃあ次に、個人情報の扱いというところですが、基本的にシステムを開発する際は、テスト系ではテストデータを使うわけで、本番データの移行については基本はバッチを使って、バッチをテストデータでテストして、本番系についてはバッチのログで確認するというので、作業者が個人情報を取り扱うケースは余りないと言われているんですけども、それでこれを指定しているということは、委託者が本番データを

触るということを想定しているということでしょうか。

○会長 はい、課長お願いします。

○児童相談所開設準備課長 これからプロポーザルを受けますので、そこら辺を含めて、業者さんの考え方を聞きながら、よりよい方法を考えていきたいというふうに思っています。

○会長 はい、おばた委員。

○おばた委員 基本的には、委託先の方には本番データは、基本は触らせないで、データ移行については、バッチ等のログで確認するという形を取らないと、そこで個人情報漏洩するという危険性がありますので、そこはぜひ徹底していただきたいというふうに思っています。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 いただいた意見を参考に、対応させていただきたいというふうに思っております。

○会長 はい、おばた委員。

○おばた委員 ありがとうございます。

あと、本番系のデータのサーバについてなんですけど、こちらは、待機系は想定していないのでしょうか。本番系だけという。

○会長 これは担当課長でよろしいでしょうか。それともIT推進課長。

では、課長お願いします。

○児童相談所開設準備課長 すみません。この後、業者の方と詰めていきたいというふうに思っています。

○会長 はい、おばた委員。

○おばた委員 じゃあ、こちらも要望ということで、大規模災害ですとか、そういった場合があった際に、正規系だけですとデータが破損して散逸してしまうということがありますので、そのために紙で保存するということがあってはならないので、時には待機系を持つべきかと思っていますので、そこもぜひ検討いただきたいと思います。

○会長 IT推進課長から、補足で説明があります。

○IT推進課長 補足説明で、今、おばた委員のご質問が、システムの冗長化をするのかという中身でございます。

最初の設計の方は冗長化を考えていないというふうに認識してございますけれども、業

者が決定したときに冗長化の在り方も一緒に検討材料にさせていただきたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○おばた委員 ありがとうございます。

あと、運用の部分で、実際にシステムができましたと、子ども家庭総合支援センターで運用する際は、この紙で結局印刷して、例えば面談をするとか、そういった際に個人情報データをどのように扱う。そこで、紙で結局アウトプットしていくのか、データの中で保持して運用していくのか、どういった運用を想定されているのですか。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 運用のシステム管理につきましては、今マニュアル等を作成する段階でございますので、その中で検討していきたいというふうに考えてございます。

○会長 はい、おばた委員。

○おばた委員 そしたら、これも要望になってきますけれども、デジタル化でせっかくセキュリティを強化しても、運用の際に紙に落とした場合は、紙が一番、情報漏洩の可能性が高いので、その運用方法についてもぜひ検討していただきたいという、検討されるということなので、お願いしたいと思います。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 いただいた意見を参考に、検討の方を進めていきたいと思っております。

○おばた委員 以上でございます。

○会長 よろしいですか。ほかには。岩隈副会長。

○岩隈委員 諮問事項2に関してなんですけれども、既存の児童家庭相談システムから新しい児童相談所業務システムにデータを移行するということはよく分かったんですけども、児童相談所業務システムが稼働した後、既存の児童家庭相談システムはどうなるんですか。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 取り込んでいく形で作っていきたいというふうに考えているところでございます。

○岩隈委員 つまり、児童家庭相談システムというのは、もう機能を終えて、なくなるという理解でいいのですか。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 内包しているイメージで考えているところでございます。

○岩隈委員 ごめんなさい。物理的に児童家庭相談システムが組み込まれているサーバがどうなるかということです。

○会長 はい、課長。

○児童相談所開設準備課長 統合していくようなイメージで今のところ考えているところ
です。サーバはなくなる。大変失礼いたしました。

○岩隈委員 そうすると、このデータ移行というのは今回の1回きりであって、ほかの諮
問事項3のように、継続的にシステムからデータが移行するということが繰り返されると
いうことはないのですね。これは、たった1回ということでもよろしいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○児童相談所開設準備課長 はい、1回でやりたいと考えております。

○岩隈委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○会長 ほかは、何かございましょうか。

今回もかなり活発なご質問をいただきまして、回答の中で色々と、要望事項に対して検
討するという答えが含まれました。

重たい処理の仕方といたしますと、その部分を全部洗い出して、附帯決議等をするとい
うことも考えられますけれども、まず基本的には、ご指摘の点について落とし込みの段階
で検討するというお答えで、重大な留保がついていた回答はなかったと聞き取りましたの
で、議事進行としては、附帯決議を解除するということなく、今の諮問結果を踏まえてい
ただくという形で、承認という形で議決を諮りたいと思いますが、そのような形でよろし
いでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、お諮りいたします。

本件について、承認でよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

では、本件は承認いたしました。

○開設準備課長 ありがとうございます。

○会長 それでは、引き続きまして、新型コロナ対策等のために行われる新規事業に係る
審議・承認権限の小委員会への授権について審議いたしますが、関連する確認事項もござ

いますので、先に、報告事項2の(6)令和2年度第1回情報公開及び個人情報保護審議会を開催方法等について、事務局から説明をお願いします。

課長をお願いします。

○区政情報課長 令和2年4月20日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されまして、特別定額給付金事業が実施されるという形になりました。

当区といたしましても、可能な限り迅速に寄付金を区民の方に配付するために、本審議会を緊急に開催する必要がございました。

しかしながら、一方で、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発せられておりまして、直接面会する方法による会議の開催が困難でございました。

資料7-2の規則が新たに施行されまして、書面による会議が可能になったことから、佐藤会長とご相談させていただきまして、電子メールを併用した書面による方法で会議を開催することとしたものでございます。

その結果、委員の皆様にご承認いただきました。お忙しい中、貴重な時間をお使いいただきまして感謝しているところでございます。

事務局からは、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

前回の審議会につきましては、電子メールを主たるコミュニケーション手段といたしました。この結果、承認いただいたわけですが、最終的に、これは会長として確認するということが必要でございましたので、最後にまとめ、という形で、私からメールを発出したわけですが、その中では、書面と電子メールを併用した審議の充実や、Web会議による審議の可能性についても検討したというふうに申し上げたところであります。

新型コロナの第2波、第3波に備える必要を考えると、電子メールだけではなく、Web会議による審議の問題というのは避けて通れないというふうに考えています。

同様に、教育委員会においても、オンライン授業の実施の対応が予定されているというふうに聞いているところでございます。

こういったことを踏まえまして、本日は、まず、議案に戻るわけですが、以上の報告を前倒しで、今までの当審議会の状況を理解していただいた上で、議事に戻るということで、新型コロナ対策等のために行う新規事業に係る審議・承認権限の小委員会の規定について、事務局から説明を求めたいと思います。

○IT推進課長 それでは、まず資料1-2でございます。

私の方からご説明を申し上げたいと思います。

Web会議における区の現状と今後の対応についてということで、項目の1、区の現状でございます。

①平成27年の日本年金機構による個人情報漏えい事案を受けて、総務省の主導で「自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」が行われました。

②この対策によりまして、自治体の情報セキュリティレベルは大幅な向上を実現したところではございますが、一方で、自治体内の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下も指摘されているところでございます。

③としまして、課題がございます。ポイントは二つでございます。

①としましては、全庁LAN端末からインターネットへの接続が制限されることになりまして、全庁LAN回線を利用したWeb会議は技術的に困難な状況でございます。

また、私どもが使っております全庁LAN端末、パソコンのほとんどがカメラを搭載していないという状況がございます。

項番の2、今後の対応でございます。

①東京都よりWeb会議用のパソコンやタブレット、モバイルルータ、これが無償貸与されることになっていると記載されてございますが、資料時点ではされることになっておりましたが、今現在、既に届いてございます。

②全庁LAN端末とは別に、区の所有のタブレットPC等々を調達すればWeb会議ができる環境が整備できるということになっておりまして、今現在、庁内のニーズを調査しているところでございます。

③このWeb会議は、個人情報保護審議会においても、実施する場合は参加される委員の方のWeb環境も重要となってまいります。

④Web会議を全庁的に進めていくにあたり、区としては、運用のルールを策定して進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○区政情報課長 それでは、資料1-3、区立学校のICT化（GIGAスクール構想への対応）について、を引き続きご説明させていただきたいと思います。

まず、項番1、現状でございます。

2点ございます。

現在、学校が利用するネットワークにつきましては、全庁LAN回線を利用したうえで、さらに校務系と授業系の2つのネットワークに論理分割しているところでございます。

2点目でございますが、校務系は校務システムを利用して個人情報を扱いますけれども、授業系はインターネット閲覧やYouTube視聴、共同学習ソフトの利用用途でございます、個人情報を扱っておりません。

項番の2でございます。

今年度に予定する変更内容でございます。

文科省が進めておりますGIGAスクール構想へ対応いたしまして、個別最適化された学びを実現するため、まず、授業での高速通信確保や、多数の利用においても支障のない端末動作を実現するべく、論理分割しているネットワーク回線を物理分離へ変更しまして、授業系回線を単独化いたします。

続きまして、授業系回線におきまして、クラウドサービスを利用するというのが今回の変更内容でございます。

項番3、新たに取り組む内容でございます。

クラウドサービスでございますGoogleのG-Suiteを利用しようと考えているところでございます。

大きく2点ございます。

まず、1点目でございますが、双方向オンライン通信ツールの利用でございます。

「GoogleMeet」というZOOMのような機能がございまして、学校での用途としましては、朝会や夕会等の、教員・児童生徒が顔合わせするような形で、家庭と学校間をオンラインで結ぶということです。

2点目でございます。

学習支援等のソフトでございます。

「Classroom」というクラウド上の教室を利用いたしまして、教員は児童生徒を招待し、オンライン上で授業等を行います。

ほかに、一般企業がつくったようなソフトウェアに、クラウドを利用した各種ドリルソフトがございまして、その機能を活用し、児童生徒の回答を教員へ送信したり、G-Suiteと連携して、採点結果を児童生徒へ送信したりというような形を考えているところ

でございます。

説明については以上でございますが、今、IT推進課、これから区政情報の方からご説明しましたこの2点につきましては、以前、会長より、小委員会運用面を中心にチェックを行うことが適当ではないかご提案をいただいております、事務局としてもそのように進めたいというふうに考えてございます。

つきましては、小委員会の審議の授権と、スケジュール上の問題から承認権限を承認していただきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

今、事務局からの説明の中で、会長の発言について言及がございましたので、私の方から本提案につて、若干、議長として補足させていただきたいと思います。

まず、ただいまの議案でございますけれども、お願いしておりますのが新型コロナ対策等のために行われる新規事業に係る審議・承認権限の当審議会に設置されている小委員会への授権というのが、今回ご承認を求める対象であります。

その中で、具体的に現在進行中の新規事業の案件というものとして、区立学校のICT化、GIGAスクール構想への対応という形で進んでおりました、簡単に言いますと、公立学校教育をオンライン等を活用して行っていくことを更に推進していくということがあるといことで、資料1-3という形で、これが紹介されている。

したがいまして、本日の議案は、この1-3について、当審議会、本日の会議で承認を求めるものではなくて、ご覧いただきましたように、これはまだ生煮えの状態でありまして、個人情報も一切入っていないわけなんです。

これは、伺いましたら、まだ、現に予算コスト等々を含めて上程できる状態でもない。しかしながら、他方で、これを使いましたと、あとで、具体的に、教育委員会事務局、教育支援センターからお話を伺えればと思うのですけれども、子供たちのためにできるだけ早い時期に実現したい。具体的には2学期から実現したいというようなことでお考えがあるということでしたので、そうしますと、当審議会を、それまでの間にもう一回開催することも可能なのか、時間的なゆとり、その他、あるいは、これは非常に専門技術的な観点からのチェックというものが入ってくる可能性がある。

と言いますのは、これは、いわゆるZOOM、あるいはWebex、Google Meetといったようなパッケージシステムというものを、具体的に、学校現場に落とし込んで

で運用するということですので、ある程度、ノウハウがございますとか、例えばパッケージ自体の安全性評価という観点で、当区が、手が出せるところと、出せないところの切り分けが困難な問題が含まれておりますので、少し慎重に、技術的な観点から長い時間をかけて会議体の外側での安全性チェックを含めた実証作業的なものを含めて審議をしないとまずいものがあるということがあるということで、そういったことを複合的に考えますと、本日までに、ともかく議案を整えて出してということをお願いするのは拙速である。

したがって、本来であれば、一番望ましい形は、小委員会の方で、今申し上げましたように、技術的観点を中心とする事前の審査というものを授権いただいて、その報告書を当審議会に挙げて、そこでご承認賜るといのが一番望ましいのではないかとというふうに議長としては考えたわけです。

あと、後段の部分です。報告書を挙げて当審議会最終決定いただくという手続きが可能かどうかというのは、当区の会議日程等の調整等に依存するわけでございまして、私の権限の中では完全にはできない。

ということで、事務局の方に色々と調整等をお願いすることになったわけですがけれども、案件の性質上、前段の部分というのが非常に重要であるということです。後段の部分というのは手続き的、あるいは専門技術的観点以外の、他の観点というものも当然含まれるので、その問題は重要であるけれども、そのことについて、日程調整の問題から、現実の教室への実装というものが遅れるというのは、それは望ましくないというバランスの中で、議案としては、審議会から小委員会の方へ、一旦実装に着手するというところまでの承認権限の委任をいただいております、次回審議会に報告という形で、それを挙げさせていただき、そこで追認を、ということです。

このやり方で、当然、小委員会の段階で重大なプライバシーリスク、個人情報保護リスクというものが提出され、現在のパッケージのところでは対応が不能であるという判断に至った場合には、小委員会レベルで承認を与えるということは当然行わない。そういった仕組みではどうかということで、事務局からの議案の提示という流れでございます。

というわけで、やや従来と異なる、コロナ対策という、時間の逼迫性ということをお前提とするとともに、技術的なチェックというものが非常に重要であるという観点から、異例な提案の仕方ということになっておりますので、委員の皆様からのご意見等を賜って、進め方を検討したいというふうに考えますという次第であります。

というわけでございますので、どうぞ、どなたでも結構でございますので、ご意見、ご質問等をいただければと思います。

では、いわい委員。

○いわい委員 確認したいのですけれども、要するに小委員会で決定までしたいということなんですけれども、その対象となるのは、今回のWeb会議の運用と、このGIGAスクール構想の2件だけと限定されているのかどうかということでもいいのか。

だとすると、基本的には、条例上は小委員会で決定できるので、私は小委員会で揉んでもらうことはいいんじゃないかと思っているんですけど、ただ、原則決定はこの審議会でするところを変えるということは非常に重いと思っています。

その部分が、納得できる理由が欲しいというか、今回は例外的にやらざるを得ないということを確認したいんですけれども、一つは、このWeb会議の、この次の11月30日では間に合わない理由というのを知りたいということと、それから、学校のICTの方では、私が聞いているのは、この双方向のタブレットの授業で活用するのは来年の2月だというふうに聞いているんですけども、なぜこの11月30日の審議会に間に合わないのかということを知りたい。

○会長 現状を、まず私の方からお答えする分と、それから教育支援センターから。

まず、私の説明が不十分で失礼いたしました。

まず、1番目のご質問。具体的に想定されているのは、1-3だけです。

1-2は、これは前提としての説明資料で、Web会議をやるということについて、小委員会にこういう委任をいただくということは予定しておりません。現状を説明するための状況説明資料ということにとどまります。

ですので、具体的に想定しているのは1-3でございます。

○事務局 Web会議もやるということで。

○会長 失礼しました。今のは撤回します。ごめんなさい。

今の説明の方は違います。やっぱりこの二つです。失礼いたしました。

これ以外のものは予定されていません。資料1-2と1-3だけです。

ごめんなさい。私の方で1-2は対象ではないと言ったのは、当審議会について11月のバージョンについてどうするかということについての問題と、それから、区全体の問題について、これが頭の中で誤解していたもので、間違った説明になってしまいました。

小委員会で一任いただくものとしては、Web会議というものと、全般について利用し

ていくということについて技術的なリスクチェック等々というものをやるということについては、授権対象。

11月の審議会をこのやり方でやるかどうかについては別の問題であって、それについては、議事進行上、それでよろしいでしょうかということとは別途お諮りするということなので、その部分が、小委員会が決めるというところに疑義があるのではないかと。

その説明のところ、両方とも、システムについての安全性です。それから技術的整合性というところについて検討させていただきたいというのが二つのシステムについてということ。

それを前提として、2番目のご質問は、1-3について実施時期との関係で、当初から予定されております第3回の審議会では間に合わないという点についてですね。

○いわい委員 Web会議の方も11月で間に合わない理由を知りたいのです。

○会長 ということについてですので、1-3に関して、まず先に教育支援センターですね。これから、スケジュール等々を含めてご説明いただけますか。

○教育支援センター所長 よろしくお願いたします。

教育支援センター所長の平沢でございます。よろしくお願いたします。

コロナの対応ということで、GIGAスクール構想と併せて、双方のオンライン授業ということで対応を進める中で、第2波、第3波に備えて、いつ来ても不思議ではない、そのことを想定しながら、教育支援センターとしては、その準備を図っていききたいということを見ると、一刻も早く、この双方向のオンライン授業について、現在はYouTube等を使った、いわゆる一方通行の形の授業になっていますので、それを、保護者のニーズもあり、双方向型のオンライン授業を進めていくということに関しては、2学期早々から進めていければというふうに思っています。

現時点で、タブレットでございますけれども、今、約3,000台を中学校3年生全員貸与しているところでございますけれども、3年生にはその環境がありますので、その部分について一日も早く進めて行けばというところでのお願いでございます。

○会長 ありがとうございます。

整理させていただきますと、私は、いわい委員から、区議としてご存じの情報によれば、来年度の2学期というふうに考えておられたという前提がありましたけれども、今のセンター長のご発言は、今年度の2月から前倒しでやりたいというふうに現場では考えているというところが異なる。

○教育支援センター所長 補足で申し訳ありません。

G I G Aスクール構想で1人1台のタブレット環境が整うということに関しましては、11月から授業の準備等を始めまして、様々な設定が終わって全員が使える状況になるのは2月ぐらいからだと思定しているところでございます。

全員のタブレットが完全に使える状況、ただ、学校での使用状況は、それに高速回線の工事や設定がございますので、更に1年延びるのですけれども、家庭での使用環境については、来年の2月位に全員でという考えでございます。

○会長 はい、どうぞ。

○いらい委員 そうすると、G I G Aのから言うと、そちらの仕組みは分かったんですけど、まず3,000台の中学3年生、受験者用にすぐに開始したいということなんだけど、それと、2学期だから9月から開始する上で、個人情報審議会は、次は11月なんだけれども、その間に、今は7月ですけど、7月、8月で小委員会を開いて揉んでもらった上で審議会を9月より前に開くということはできなかったのかということを確認したいです。

○会長 その点につきまして、区政情報課長。

○区政情報課長 日程の調整の件の話でございますが、皆様ご承知のように、次回は11月30日を予定しております。

ただ、今回の案件が出てきた段階で、先ほど会長がおっしゃられましたように、小委員会で揉んだ後、本会議を開いて承認という形が2学期前に開ければ、それが一番正しいやり方だというふうに認識をしております。日程調整を試みたんですけども、なかなか日程が取れなかったというのが現状でございます。

ですので、まだ小委員会自体も、今、日程を調整している最中ではございますけれども、早急に小委員会のメンバーにお集まりいただきご審議いただく予定で現在進めているところでございます。

○会長 はい、どうぞ。

○いらい委員 大変な期間だと思っているんです。ただ、原則を何とか守るための検討がどこまでされたのかということを確認したいんですけど。なぜ、日程調整したけど何が難しくこの期間に会議を開けなかったのかということを知りたいのです。

○会長 はい、どうぞ。

○区政情報課長 これだけ大きな、委員の皆様にお集まりいただく会議でございます。

皆様の、できるだけ多く方のご参加を私どもは望んで会議を毎回開いているわけござ

いまして、その辺のところでは日程調整が上手くいかないというのが判明したところがございます。

会議の開催というのは、委員の半数が満たされれば開催可能ではございますけれども、決して私どもは半数で開催するのが一番だというふうに考えておりません。

できるだけ多くの委員の皆様にお集まりいただいて会議を開くというのが筋だというふうに考えておりましたので、その観点で日程を調整したところ、11月30日以前には本会議を開くのは困難であるというのが判明した次第でございます。

○いわい委員 若干納得できないのが、私自身は日程取れませんかと聞かれたことはないです。この間。なので、本当にどこまで日程調整をされたのかということを確認したかったのです。

実際に、確かに過半数でいいなんて私も思っていないんだけど、逆に言えば、今回の決定は、もっと少ない4人の小委員会で決定してしまいますということを決めるわけです。私は、それはよほどのことがなかったらやるべきじゃないと思っているんです。

それが納得できるだけの調整と、調整する努力がどこまでされたのか。皆さん一人一人に、いつだったら時間が取れるのかというふうに、私は推し量るべきだと思うのです。

私は受けていませんので、何となく日程調整というのはどの辺の調整ができなかったのかなというのを、今の聞いた限りでは、私は納得できていないのですよね。というのが。

○会長 どうぞ。

○区政情報課長 説明が足りなくて申し訳ございません。

毎回の、この会議を開くに当たりまして、委員の皆様全員にお尋ねしている日程調整をさせていただいているわけではございません。

まずは、会長、副会長の体が空いているところをまず優先的に選ぶのは当然のことでございますけれども、まず、そういった観点での日程調整というふうにご理解いただければというふうに思っております。

あと、蛇足になりますが、小委員会で、今回のように承認をいただいたという事例、たまたま昨年度の案件で、国民健康保険業務における委託務等の追加等という案件におきまして、実は、国からの細かい通知がなかなか来なかったということもございまして、その際、小委員会を開催させていただいて、そちらで承認をいただいて、直近の保護審議会でその結果を報告させていただいたという形をとらざるを得なかったという事例はございます。

その際、本審議会で、小委員会に承認までお願いするという、授権するというのを、委員の皆様全員の賛成で進めていただいたという経過もございました。

○いわい委員 もう一つ、G I G Aの方は、スケジュール感がとおっしゃるんだけど、W e b会議の方は、この11月で間に合わない理由というのはありますか。

○会長 W e b会議の方につきましては、学校に比べますと、若干、委員がご指摘のように時間的にゆとりがある可能性はありますが、結局、学校の方で締め切りが決まっているのです。9月何日ということが決まっているのですけども、結局、これは、実際にW e b会議で本当にやらなくてはいけないかどうかという、要するに、第二波が来てしまって出入りができなくなってしまうということが、分かっていないもので、それが11月30日より前だったらということが一つの原因です。

ですから、ご指摘のように、1-2に関しては準備しておいて、第2波がそれまでこないよう、上手くもってくれば、これについては、承認は与えないということで、11月30日に諮るというのは十分可能だと思います。

ですから、この日付が1-3はデッドラインが決まっているけれども、1-2は決まっていないが、もしかしたら明日来るかもしれないということで、併せてという形になります。

どうぞI T推進課長。

○I T推進課長 私の方から、W e b会議に関して補足の説明をさせていただきたいと思っています。

まず、板橋区に対しては、国や東京都からW e b会議を実施したい、早く実施してくれという要望がまず届いてございます。

この資料にありますとおり、各自治体がW e b会議の環境をまだ整えられていないという事情もあって、東京都の方からは無償対応という、機器類が提供されているということになります。

したがって、ここで話を整理させていただきたいのですが、W e b会議の主催者が国や東京都であれば、それは東京都や国の責任においてその会議を開催し、板橋区は招待される側ということになりますので、実際に招待されるのであれば、主催者側のセキュリティポリシーに基づいて、区としては参加していきたいというふうに考えております。

したがって、東京都がW e b会議をしたいと申し入れがあれば、板橋区としては今すぐにでも対応していきたいというのが1点ございます。

この提供された機材を用いまして、今度は区が主催者になる場合。今度は、区において責任を持たなければならないということになります。

重要なのは、個人情報扱わないで会議を実施するというのは、運用ルールとして定めていきたいと思っています。

したがって、保護審を通す必要はないとは考えておりますが、実際に会長の方からご発言がありましたとおり、リスク対策、リスク管理をどうするのか。特に、区が主催者になったときにWeb会議をしているときに第三者が乱入してきた場合、会議を継続するのか、中止するのか、そういった判断基準、または使用するシステム、ZOOMですとか、Teams、Webex、色々なものがありますけれども、そういったシステムにセキュリティ上の不具合が見つかった場合、これは会議を実施するのか、しないのか、判断基準は一定程度決めておいた方がよい。こういうことで、その旨を会長様にお伝えしたということになります。

○いらい委員 どちらも必要性は分かったのですけれども、もう一回、再度確認したいのは、今回この諮問事項で、小委員会に決定の権利を委ねるのはこの2件だけということでもいいのかどうかということ。

要するに、表記が新規事業と書かれているので、これ以外に今後、新規事業が来た際に、予定されている審議会がなければ小委員会が決定できてしまうということではだめだというふうに思っているのです。そこを確実に確認したいということと、それから、小委員会の議事録というのはどういうふうになっているのか。公開されるのか。その辺りを確認させてください。

○会長 1点目は区政情報課長。

○区政情報課長 今、委員がおっしゃいましたように、今回、小委員会で授権する案件は、おっしゃいましたようにWeb会議の実施、区立学校のICT化にかかる件、その2件のみでございます。

それから、2点目のご質問の議事録の件でございますけれども、前回も行いましたけれども、直近の保護審議会、当審議会におきまして、小委員会でこういった内容で審議がなされたという報告を行っておりますので、今回も同様に報告させていただくつもりでございます。

○会長 議事録の件につきましては、私から補足をさせていただきますと、この審議会は、この会議本体についてはテープ起こしが行われまして、Webサイトにそのまま載ります。

要点筆記に直さないです。

私が間違った発言をしたら、そのまま載るという恐ろしい審議会なのですけれども、小委員会の方は、テープは録っておりますが、テープ起こしをして挙げるところまではしておりません。

それにつきましては、文書化して報告書を挙げるということはしておりますけれども、先ほどのご指摘のようなものでございますので、今回については、より詳細のものをつくる。ただセキュリティリスク評価をやるのが想定されるので、そのテープそのものを公開すると、当区のセキュリティリスクがどこにあるのかという情報まで出すことになるので、それはご容赦いただいて、そこのところは整文することを含めた、文書化されたものをお示ししたいというふうに考えます。

○いわい委員 意見ですけど、基本的には致し方がないということで賛成しますけど、基本的には、小委員会での決定というのは、どうにもならないときだけという限定をするべきだし、原則はこの審議会で決定するというのを今後も重要視してもらいたいというふうに思っています。

加えて、小委員会ではなぜこういうふうに決めたのかということが、あとできちんと分かるように、何らかの形で報告も含めて分かるような残し方をしてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○会長 当審議会の議長は小委員会の委員長も兼ねておりますので、今の委員の発言は、小委員会の委員長に対するご指摘ということで、小委員会の運営にそのまま反映したいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

どうぞ、河野委員。

○河野委員 基本的に、おっしゃったとおりでいいと思うんですけれども、前回の私たちはリモート会議みたいな形でさせていただいたんですが、例えば、今後、小委員会で話し合いました。話し合っただけというのをメールでいただいて、皆さん、賛同でいいですかという意見を募るといった形の、臨時審議会みたいなことをすると間に合わないのかなと思ったのと、それから、区の方、学校の方の案件となったときに個人情報に関わってどこが問題なのかというのが素人にはよく分からなくて、基本、校務系と業務系で、データの的には、リモート授業のときにデータの中で個人情報を流してやり取りをするということ

はしない。問題になるのは何かというと、授業をやっている様子、校長先生とのお話とかが家庭で見られるということは、その家庭にいれば誰でも見られちゃうということが問題ということなのか。

どこが個人情報保護の上でこれを使うと問題なのか、どこが論点なのかというところが分からなかったので、小委員会でもどこを論点として話すのかというポイントを教えていただけたらと思います。

○会長 まず、1点目につきましては、私でいいですか。

○区政情報課長 1点目の、今、河野委員からご提案がありました方法でございませけれども、後ほど、会長とご検討させていただいてよろしいでしょうか。

現状では、先ほども申しましたように、小委員会の日程を調整している途中でございまして、なおかつ、今年の1回目の保護審のような形でのメールのやり取りが、スケジュール的にもそうなんですけれども、可能かどうかというのを会長とご相談させていただきたいと思っております。

○会長 ご指摘のとおり、あのやり方が可能であれば、代替的なやり方ですけれども、越したことはありませんので、できればと思います。

ただ、この辺も、規則ですので、これ、まだ有効期間内ですね。施行の日から起算して6カ月以内ですから、まだ有効期間がある。なので、これを使えばいい。

あと、物理的に、あのやり方ですと約1週間かかるのです、前回やったときには。こちららは確保できると思います。これはご指摘ありがとうございます。他の方法も検討させていただきます。

2点目、大変重要なお指摘で、実は、これは一番最初に事務局からご提案いただいたときに、当審議会が審議しなければならない事項というのは条例で決まっております、その中でどれなのかということを考えました。

その間に、色々と使い道というのが不透明なもので、どこに落とし込みになるかよく分からないけれども、使い方が変わる。

いずれにしても、最後の受け皿情報で、重要な事項ですね。区にとって個人情報を扱うという場合に、重要な事項はともかく、審議会の意見を求めておきましょうという仕組みがある、少なくともそれには当たるというふうに考えました。

実際にここで考えておりますのは、いわゆるパッケージソフトというものがあまして、環境といってもいいと思います。それを教育現場に持ち込むということを行います。

そうしますと、パッケージソフト、あるいは、環境のものも兼ね備えているプライバシー上の配慮というのはあるんですけども、これも、とりわけ未成年者が主たるユーザである学校現場において運用するときに、追加的に必要な事柄というのが色々と起こるということになります。

例えばでございますけれども、私自身が実は大学の教員として、オンラインの授業を行う。そうしますと、絶対に言っていけないことの 하나가、カメラをオンにして顔を見せてくださいというのを強制してはいけません。と申しますのは、ご家庭でテレビ会議に参加しておりますので、簡単に言うと、家庭環境、あるいは、例えば、ご両親の仕事上の守秘書類が後ろの棚にあたりする等々もあると思います。そうしますと、実はどういった環境で相手側がテレビ会議に参加しているのかが分からない状況でカメラをオンにしろということを求めるというのはそれ自体が非常に高い個人情報リスクがある。

しかしながら、学校現場においてテレビ会議をやるというのは、対面で先生と子供たちが顔をせめて見合いたいというニーズがある。このバランスをどういうふうにするかというの、おそらく運用マニュアルとか、ガイドラインのようなものに落とし込んで、プライバシー・バイ・デザインと我々は言いますが、プライバシーが守られるようにシステムの制御をあらかじめ上手く構築しておくということが、上手くできているかどうかというのが常にあります。

したがって、たまたま私が学校の教員だということで、そこで自分の経験を話させていただきましたけども、私は小学校、中学校の教員ではありませんので、本当のことは実は分かっていない。

その辺りにつきましては、教育支援センター長の方で、こういうテーマ、おそらくガイドライン的なものを作っていただくということをまず、する。それが我々、プライバシー保護の専門家の観点から見てリスクを十分に管理できるということをチェックして、足りないところについて追加してもらおう。あるいは、間違った方向を向いているようなものがあるならば、それについて修正してということをご提案する。そういう形です。

その中には、システム自体が持っているというか、明らかになっております技術的問題なんです。これは、実は、こういったシステムは非常に巨大なシステムなので、技術的な問題を指摘されても、実は会社のウェブサイトに、既知の問題、分かっている問題、こういうのがありますというのを挙げて、ついては、それを知った上で使えと、免責だけしてしまって、直しとかが行われぬ。

そうしますと、それについて、そのような既知の問題があるシステムを教育現場に使うこと自体が許されるかどうかという。これは区として独自の判断をしていただかないといけないので、そういったことに関するコンサルテーション的な役割というようなことも小委員会がしなければならないというふうに考えます。

今ご指摘いただきましたところだと、例えば、普通の審議事項ですと、このシステムとこのシステムを使います、そこに、付帯するプライバシーリスクというのは、こういう問題ですという、それをつぶしていくんです。

それよりは、もう少しシステム全体についてのプライバシー・バイ・デザインが上手くできているかどうかということ、技術的専門性を持っている委員たちが見ていくという形になろうかと、個人的には考えるし、議長として、その方向で審議に臨みます。

○河野委員 結構大変なのに、お時間が掛かるので、時間的な余裕がないなというのはよく分かります。

○会長 というようなところで、よろしゅうございますか。

ほかは、どうぞ、おばた委員

○おばた委員 まず、スケジュール感のところなんですけど、中学校3年生に向けて2学期から運用していきたいということで、2学期というと8月末になるのですか。そこまでに、今のお話で言うところの具体的な検討まで進めて、2学期の初旬、初頭から運用を開始していきたいということでよろしいでしょうか。

○会長 はい、教育支援センター所長。

○教育支援センター所長 現在、オンライン授業も既にノウハウを持っている業者さんと、それから、不登校の子供たちへのオンラインを使った適応指導と、共同で提供していこうと進めています。

先ほど、会長からご指摘があったような様々な課題について、最新のなものを見込みながら、小学校1年生から、先生に成り立ての先生1年生が授業をすることになりますので、分かりやすいマニュアルですとか、ガイドライン的なものを早急に作成して、小委員会の方におかけしてということをご予定しております。

順調にいけば、2学期から何とか試行的にでも進められたらというふうに考えています。

○会長 はい。委員どうぞ。

○おばた委員 繰り返しですけれども、目標としては2学期の初めからスタートしたいということよろしいですか。

○教育支援センター所長 はい。その方向で。

○おばた委員 そうすると、小委員会というのを8月の遅くとも中頃ぐらいまでにはやらないといけないというスケジュール間になるのかなと思うのですが、期間的にかなり厳しいのかなと思っているのですが。

○会長 恐らく、これは1回では済まないと思っています。先ほども申し上げた際に、むしろ会議体としての委員会もさることながら、作業というものが発生しますので、まず、方針等を定めるための小委員会の会合を開き、委員の中で分担できるものは分担し、作業を行って作業成果をもって委員会を開くというプロセスが、ワンサイクルで終わればよし、場合によっては2、3回というものはあるでしょうし。

ただ、そういう意味でいうと、作業グループという、手持ちのところで、できるところがかなり負担が大きくなりますので、そういう意味では、今ご心配いただきました、委員会自体の対応が、確かに大変なんですけども、そのところは、何とか短い時間で上手くいくかなと。

○おばた委員 そうすると、今のお話ですと、専門家の方に専門分野をそれぞれ持ち帰っていただいて、小委員会を開いて、ワンサイクルかツーサイクルで結論にもっていきたいというお話かなと思うのですが、小委員会は、私は初めてですので、委員の指名というところで、どういった人選をされたのか。

○会長 これは当審議会には小委員会が常設されておまして、いわゆる、学識経験委員と言われております私と岩隈副会長、それから、新任の飯塚委員、それに高木委員が加わっていただくという形になっております。

幸いにして、岩隈委員が、情報セキュリティがご専門でおられるので、その分野については、非常に高い見識と現場の経験をお持ちです。

私自身も実は情報法というのが、学者としての専門業務でありますので、一応この分野の専門家と言える立場の一人だというふうには考えています。

具体的な作業手続きは、この2人相当程度、分担して、それを効率化、それから区民の立場、それから高木委員は、長い行政経験、専門家としての見識をお持ちでありますので、そういった観点から見られるという役割分担というふうに考えます。

○おばた委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 どうぞ。さかまき委員。

○さかまき委員 承認権限の授権についてということですので、一点だけ確認ですが、小

委員会において承認まで進みまして、審議会に関して承認まで行くんですけども、先ほど、メールによるご提案もありましたが、それでやるか、もしくは11月末の開催のときにご報告があるかと思います。

おそらくないとは思いますが、もし仮に何か重大な不具合といいますか、それらがあつた場合というのは、追加で既に動き始めているものである、その時点で動き始めたかもしれませんが、それに対して訂正と言いますか、改善と言いますか、そういったことができると認識しておりますけれども、そういった進め方というふうに捉えてよろしいですか。

○会長 その点につきましては、2段階に分けて考えさせていただければと思います。

まず、形式的には一旦、小委員会に授権いただきまして、そこで承認することになりますと、それは本委員会の承認に代位されるものとして進んでいきますので、行政の現場にとってみれば当審議会から承認があつたとして、実際に作業が進みます。

その上で、今、委員がご指摘の、実際に始めてみたら別のセキュリティですとか、あるいは、見落としがあつた、結果、重大な支障が生じたときに、それは、前の承認を取り消すということにはならず、それはあつたものとして行政が進めていただいて、現に発生しているセキュリティリスクに対応するための追加措置を、当審議会として追加で議決をするという議案の提案の仕方ということになります。

○さかまき委員 ありがとうございます。

昨年度あつた例外的な措置ですけども、その健康保険の案件のときも、説明の中で、2段階でより手続としては例外な進め方として、そういった趣旨ももちろんありますし、今回もそうかなと思つたので、端から、広範な、技術的な精査そのものを審議会本体でやったら時間的にも収まり切れない部分があると思いますので、そういう意味では小委員会でしっかりとやっていただいて、一定の部分も含めて権限を授権させていただいて、かつ、2段階という形で、その結果のご報告を受けた上で、また何かあればというふうな、それが、もちろん正ではなくて、また諮っていただいておりますので、そういう意味では常態化してはいけませんけれども、基本的には、きちんと審議そのものは保たれるのかなと思いますので、進め方というのは基本的にはよろしいのかなというふうに思つています。

○会長 ありがとうございます。

ご意見ということで承りました。ほかはいかがでしょう。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは、お諮りいたします。

ただいまの多くの委員からご指摘を賜りました。

一つは、小委員会の議決権を委任するという議案というのは、当審議会のあり方の法則からすると極めて例外的な事態だということを改めて確認するということが必要であるということでありました。

その点につき、まず、前提として確認させていただき、今回につきましては、ただいまの質疑応答の中で、私を含め、関係者から明らかに伝えたいのは、特段の事情があるということから特にお願いする。したがって、先ほど、いわい委員からご指摘がございましたように、この委任された権限を用いて、本日、資料としてお諮りした2件以外のものについて、同じような決定を行うということは、小委員会には授權されていないということが確認されたという、この2件を前提として確認した上で、当議案について採否を行いたく思います。本件について、この形で進めてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、このような形で進めさせていただきます。

教育支援センターとの間では、この夏は相当なやり取りをさせていただかざるを得ないことになろうかと思えます。こういった中で、業務負担が増えるかと思えますけれども、子供たちのために私どももできるだけの努力をしたいなと思っています。ぜひ、ご協力お願いします。

ありがとうございました。

それでは、報告事項に移ります。

まず、資料2、区立小学校放課後対策事業あいキッズ受託法人におけるUSBメモリの紛失について、地域教育力推進課長からご報告をお願いします。

○地域教育力推進課長 地域教育力推進課長、諸橋でございます。

このたびは、個人情報の流出をいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

ただいまから、本件事故の詳細を説明させていただきます。資料2でお話したいと思えます。資料2をご覧ください。

まず、項番1の事故の概要でございます。

板橋区立小学校あいキッズにおきまして、児童の活動の様子ですとか、要支援児の巡回指導事前調査票等の情報を保存しましたUSBメモリを紛失する事故を起こしました。

発生日時でございます。

令和2年5月21日木曜日になります。

本件事故に係る対象者です。

まず、あいキッズにおける活動の様子の写真が15名分、こちら延べ人数で実人数ですと8名ということになります。もう一つ、要支援児の巡回指導事前調査票3名分になります。

項番4の個人情報の内容でございます。

児童の氏名、性別、学年、あいキッズ名、生活の様子、行動の特徴、そういった情報を記載したものです。うち、1名につきましては、服薬中の薬の情報も記載してございました。

項番5の経過でございます。

まず、(1)の紛失当日、5月21日でございます。職員(A)が、専用の袋に入っておりますUSBメモリを所定の場所、金庫になりますが、そちらから持ち出して、パソコン内で作業を行いました。結果、USBメモリは入力にかかって差し込んだままの状態ということになります。

次に、同日、別の職員(B)が、このパソコンで業務を行いました。USBメモリが差さっていることは認識していたので、これを自分が使ったあとにメモリを取り出しまして、専用袋に入れて、金庫にしまおうとパソコンの横に置いて、手を放してしまったという状況です。そこで失念がおきまして、職員(B)はあいキッズを閉室するために、パソコンを所定の場所に戻す。その記憶自体はあるのですが、その際に、横に置いたUSBメモリ自体を忘れておきまして、USBをしまうという行為をしていなかったということでございます。

続きまして、(2)5月26日の状況です。21日から26日の間はパソコン操作をしなかった結果として、USBメモリの紛失ということに気づいておりませんでした。26日の段階になりまして、職員(A)が、パソコン業務を行う際にUSBメモリを取りに行き、所定の場所がないことが判明し、紛失を認識したというものでございます。

そして、この26日と、次の(3)27日の二日間にわたりましては、この情報を現場に留めた上で、現場職員全員で探したという状況でございます。しかし、発見できませんでした。

それを受けまして、(4)5月28日になりまして、この現場から、受託法人の本部の責任者の方への報告が入りました。それを受けて直ちに区の方へも夕方4時15分頃になりますけれども、この事実の報告があったということでございます。このあと、当日は、

私どもの方から職員を現場に派遣し、また、法人の職員を可能な限り動員して、夜に捜索をしたという状況でございます。

(5) 明けまして5月29日には、朝から再捜索したが発見できませんで、交番へ遺失物届出を行っています。

さらに、(6) 同日、巡回指導事前調査票の紛失した該当児童3名の保護者あてに、我々の方から電話にて事実の状況説明と謝罪の連絡をさせていただきました。

さらに、同日、このあいキッズの利用保護者全員にまずはメールで紛失の事実、謝罪ということをした上でさらに受託法人からも該当児童保護者への謝罪連絡をしております。

土日を挟みまして、6月1日、(9) 月曜日に小学校を通じて、全保護者あてに、本件に関する正式な謝罪文を配布しております。

(10) 6月18日になりますが、本日現在、発見には至っておりません。

項番6、発生原因でございます。

USBメモリ自体は最小限の利用を容認している状況の中でパソコンから使い終わりに取り出した後、すぐにUSBを所定の場所へ戻さず手を放してしまった、放置してしまったということが、まず原因の一つと考えております。

さらに、二つ目、(2) で本来、個人情報を扱うデータ作成等は、パソコンで行っておりますが、あいキッズ職員がデータ移行のためにUSBメモリを使用することがあります。パソコン間のデータ移動をするためにUSBメモリを使った場合は、直ちにその場で中身を消せばこのようなことにはならないのですが、それを失念したという、この点が二つ目の発生原因と考えています。

2 ページ目にいっていただきまして、項番7、再発防止策です。

まず、直ちに再発を防ぐために(1) から(4) として、まず、(1) 個人情報を取り扱うパソコンを限定するというを行いました。

(2) 児童の顔を撮影した写真データの移行など、「個人情報が含まれたUSBメモリ等の記憶媒体」を使用する場合は、責任者自身が行うか、責任者以外の者が行う場合は責任者に確認を得てから行うということを行いました。

三つ目として(3) 「個人情報が含まれたUSBメモリ等の記録媒体」は、外部への持ち出しを禁止した上でデータを暗号化して、鍵のかかるキャビネットでの保管と、点検簿を用いて毎日毎日所在の確認をすることで後日の発覚ということを防ぐということを徹底いたしました。

さらに、(4)で全あいキッズ職員へ研修等を行い、個人情報管理を徹底させるということを行いました。

さらには、再発を防ぐ仕組みとして、(5)毎月のあいキッズの巡回時、こちらは受託法人が現場を回るということを毎月行っておりますが、その際に現場での個人情報の管理が徹底されているかを必ず確認する。

さらには、(6)区があいキッズ用にマニュアルをもっております。こちらの個人情報の保護マニュアルを一から点検・改定するとともに、各法人が策定するマニュアル、区のマニュアルをベースに法人がさらに独自のものを追加する場合があります。その場合は各法人がさらなるマニュアルを持つのですが、そちらの方につきましても点検・改定を指示いたしました。

そして、最後に(7)として、根本的なところとしまして、全あいキッズへ、USBメモリ等の記録媒体の必要性をまず調査・確認・検証しております。その上で、USBメモリの使用を原則禁止といたします。さらには、令和3年4月を目途にこの間に様々な現場での調整作業を進めますが、USBメモリの使用を完全禁止とすることで本件の再発を防ぎたいと考えております。

報告は以上になります。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問ございましたら。

どうぞ、さかまき委員。

○さかまき委員 すみません。幾つか聞かせてください。

まず、今回の発生した事例では、USBの使い方としても、個人情報が入ってきたパソコンから別のパソコンに移動するために今回もUSBを使ったということですね。

○会長 はい。課長。

○地域教育力推進課長 本件につきましては、そのような形で使用した結果でございます。

○さかまき委員 というのは、今回は消し忘れと戻し忘れがあったと思うのですが、そもそもそのデータをどこか別の場所に移すということはやり終えていたということですか。

○会長 はい。課長。

○地域教育力推進課長 本件につきましては、ここに載せました紛失した情報以外の情報を探すために、USBの中身に万が一あるのではということで、この職員(A)が差して中身を確認しました。その結果、そこにはなかったということで戻して終わるべきところ、

戻さなかったことによって起きたということです。

○さかまき委員 ということは、USBの中に残っていたこと自体もよろしくなかったということですね。

○地域教育力推進課長 そうです。

○さかまき委員 分かりました。

それと、あと、最終的に、恒久的な対策として、そもそも、こういった事故が起こらないようUSBを使わないようにするということなのですが、最終的にパソコンを限定して、原則使わないとなったときに、元々、業務上、個人情報パソコンからパソコンに移動しなければいけないということが発生した場合に、どういうふうになっていくのかお聞きしたいです。

○会長 はい。課長。

○地域教育力推進課長 まず、基本的に個人情報を扱うパソコンを限定することで、そこ以外でそもそもデータを移すという行為が必要なくなるようにしたいと思っておりますが、それでも、一定数、作業効率であったり、あいキッズの現場の場所が複数に分かれたりする中での運用として、そういうことがゼロにはなれないというふうに、調査の中で思っています。

それを受けまして、USBは禁止いたしますが、外付けのハードディスク、一定数大きなものになると思いますが、こちらをUSBの代わりに使用できないかということを検討しております。そうしますと、パソコンにつけられて、そこだけで解決できればいいと思うのですが、万が一、他のパソコンで使わなきゃいけないというときは、その大きな装置を外して持っていき、つけるということで、小さなUSBに比べるとはるかに紛失のリスクは低くなると考えて、そういう形で対応したいというふうに考えております。

○会長 はい。さかまき委員。

○さかまき委員 そういったハードディスクという大きなものに変えて、移動するという。結果的には、限定、特定したパソコン以外に個人情報が含まれたものは移動もしないし、複写もしないし、その中で使うという、できるだけそういう業務にしていくという調整を図っていくという理解でしょうか。

○地域教育力推進課長 そこは原則、徹底して、それをして、それでも難しい部分について、今のような中で最小限に使いたいという考えでございます。

○さかまき委員 最後に一つ。今回起きたパソコン自体もそうですし、今後もそうだと思

うのですけども、インターネットには繋がっていないパソコンということですよ。今回のパソコンは。

○地域教育力推進課長 これについては、あいキッズ現場では無線LAN回線で繋がれるようになっています。メールのやり取り等はこれで行えるようになっていますので、このパソコンは無線LAN回線には繋がっている状態です。

○さかまき委員 今後は、恒久的な対策として限定的なパソコンだけです、となった場合には、インターネットとか外部とは繋がらないようになっていくのでしょうか。

○地域教育力推進課長 そこについても徹底して、そういう最小限の接続というところで行って、あいキッズの場合は、パソコンが1台しかないところと、複数台あるところがあります。行政としては1台しか配布していない中で、業務に必要な中で2台目のパソコンを法人が用意する場合がございます。そういう場合は、その法人が用意したものを個人情報を取り扱うパソコンとして限定することによって、ネットに繋がらないで使えるという状況と整理できますので、そういう形を原則として行っていくということになります。

○さかまき委員 意見ですけども、USBの事故というのは常にずっと起きやすいというのか、基本的には原則使わないようにしていこうというのが大きな流れではあるんだと思うのですが、そういう意味では、この再発防止に書いてありますけれども、マニュアルを整備して原則を決めたものがきちんと守られているかどうかというのが、決めた以降に、しっかりとやっていければと思いますので、基本的にはUSB使わないということを浸透とさせていくのが大事ななと思います。

以上です。ありがとうございました。

○会長 はい。ありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。では、山田委員がちょっと早かったかな。

○山田委員 私も、こういった事例はよく議会でも報告を受けていますけれども、ヒューマンエラーというのはどうしても起こり得る。

ただ、それをどういうふうに解消していくかというのは、それぞれの現場で違いがあるので、工夫が必要なんだと思います。

USBを禁止する、完全に禁止していくということは一つのあり様としては、当然なくなればなくすこともないわけですが、USB自体を。そうなんですけれども、ただ、USBを使っていた利便性とか必要性というのも当然あったわけで、それを全て、今回の一つのあいキッズで起こったことを、全あいキッズで行うというふうな方向性に関しては、いさ

さか疑問があります。

では、どうするのかということですが、必ずしもよい解決ではないかもしれませんが工夫の余地として、例えば、USBをなぜなくすのかというようなのは当然、視認性が低いという。小さいですし、便利であります。あるいは、軽くて小さい。肘に当たれば当然どこかにいってしまう。そういうようにそのもの自体の特徴がというものに結びつきやすいというふうに思います。

ですから、例えば、極端な話をすれば、そのUSBが極端に巨大であればなくすことはほぼないと思うのです。例えば、そのUSBにキーホルダーを付ける、音になるものを付ける、こういう工夫をまず必ずする。あるいは、USBを使うときには、片方が紐に繋がっていて、その紐を同じ場所に必ずひっかけて使う。その施設内でできる工夫によって解消できることもあるのではないというふうに思います。そういう余地を検討する必要が色々あるのではないかと思います、その点の考えについてご意見があれば教えてください。

○会長 課長。

○地域教育力推進課長 おっしゃること、そのとおりだと思っています。

ですので、直ちにできることとしては、今おっしゃっていただいたようなことをして、紛失を防ぐ中でUSBの使用をしてもらってという状況もあります。

同時に、どうしても小さいものを、手間をかけて使い続けるのか、そもそも大きいものにしてしまったというところで、どうしても根本的なリスクを排除したいという思いもありますので、先ほど申し上げました外付けハードディスクを検討しているのですけれども、利便性はどうか、外付けハードディスクがあれば、USB同等の使用の仕方ということが、紛失のリスクを限りなく低くする中で、可能というところもありましたので、現時点ではUSBを容認して様々なルールを課すよりは、そもそも大きなものにして紛失ということを防ぎたいというふうには考えています。

○会長 どうぞ。

○山田委員 今の意見ですが、ヒューマンエラーを、どのようにアナログな解決でなくですね、人間の行動や使っているものをしっかりと踏まえて、それがどうなれば、なくなるのかということの検討を必要であるということ、再検討していただきたいと思っています。

○会長 いわい委員。

○いわい委員 すみません。2点だけ。

一つは、紛失を認識してから区に報告があったのが2日後。紛失を認識してから保護者へ連絡があったのが3日後ということだけど、このことについてはマニュアル上が適切だったのかどうかということを知りたいというのが一つです。お願いします。

○会長 どうぞ、課長。

○地域教育力推進課長 マニュアル上は、直ちに知らせるというルールになっておりましたので、適切でないことを現場がしてしまったという状況です。

○会長 はい、どうぞ。

○いわい委員 どうしてそうなってしまったのかということ。これは、ここだけではなくて、多分これまでも報告があった多くは、直ちに報告というマニュアルに沿われてないという実態が私はあるんじゃないかなと思っていて、その理由については、私は、ぜひ、あいキッズさんではどうしたらよかったということをもう一度考えてもらったり、逆に区全体で、この直ちに報告するというのがなぜできないのかということは、私は、研究する必要があるんじゃないかなと思っているのですが、その辺は、あいキッズさんの方でどういうふうを考えているのですか。

○会長 はい。課長。

○地域教育力推進課長 あいキッズ現場では、様々な事柄について、現場、受託法人を通じて区に伝えるという行為が多々行われます。大部分のことについては、かなりのレベルで、リアルタイムで我々の方に情報が上がってくるという状況がありましたので、どちらかという、今回のケースは非常にレアといいますか、大きくかかった状況というふうに認識しております。

そういう中で、様々マニュアルをどこまで認識していたのか、簡単に見つかると思ってしまったとか、色々な要因があると思うんですけど、その辺りが、要因の決定をするために全法人を通じてセミナーとか研修とか、注意、指示ということを直ちに行ってます。

この法人についても、6月の早々にはそういった確認事を法人本部について行っておりますので、今後については、直ちに連絡をするということが徹底できるというふうに思います。

○会長 はい。どうぞ。

○いわい委員 教育委員会さんの方でもぜひ徹底してもらいたいと思うのは、一つは、なぜ報告する必要があるのかということだと思うのです。

どうしても、現場の教員もそうだし、あいキッズもそうだけど、事故を起こしたことがそのまま評価に繋がってしまうということが、非常に報告が遅れる一つの要因になっているのではないかと私は思ってしまうので、そういうことが一面であるとしても、例えば、見つかったら報告しなくていいやということではないということ徹底する必要があるのではないかと考えているのですが、ヒヤリハットを皆で確認していくためにも、例え見つかったら紛失したということがあれば報告してもらいたいということを私は言っていないと、見つかったら報告しなくて済むからもうちょっと待って、とやってしまう現場の感情も分からないでもないのです。

そうならないようにしていく関係を作っていく必要があるし、見つかり方が見つかるまゝ直ちに報告する必要があるんだということを徹底してもらいたいというふうに思っております。

それから、あと、もう1点は、USBの扱いは本当に難しいなと思うんです。紛失事故が非常に多いので、今回のUSBを完全禁止というのは、一つの方法なのかなというふうには思っているんですけど、データの扱いをよりいい方法を今後も研究してもらいたいと思っております。どうしてもこのデータを、入力する作業があいキッズは場所が分かれるということもあるので、どうしてもデータの扱いが発生する場所が分かれるので、こういうことが起こるのかなと気はしているのです。なので、あとは実際には事業者委託事業なので、委託事業者さんをお願いせざるを得ないということでもあるのかなというふうに思うと、それぞれが、負担がかからずにやれる方法ということを経済委員会としても検討してもらったらいいなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

何かよろしいですか。

○地域教育力推進課長 意見として承っておきたいと思っております。

○会長 どうぞ。

○おばた委員 いわい委員がおっしゃったことなのですが、紛失してから2日というのは非常に遅い事実だと思います。

いわい委員もおっしゃったとおり、紛失を認識して即連絡をすると、あとで、見つかったら見つかりましたというご報告だけでよいので、必ず報告するようというところは、マニュアルにさせていただきたいと思っておりますということと、マニュアルでは交番への遺失物

届と区への報告というのは同時に行うというマニュアルになっているのでしょうか。

○会長 課長。

○地域教育力推進課長 まず、交番、区の連絡というのは、順番を明示していないですけども、当然うちの方が先になりますから、同時にということで、交番については必要に応じて、遺失物届を提出することになると思います。

もう1点、マニュアルの方につきましては、マニュアルを。

○おばた委員 マニュアルがどうなっているのかなというのが。

○地域教育力推進課長 基本的に、この手のものにつきましては、見つかるとか見つからないということとは関係なく、なくした瞬間に、直ちに連絡を受けて、それであった、なくて次に進む、そういうことになりますので、あったことは重要ではありません。

ですので、本件についても、なくしたことと同じか、それ以上に期間があいたこと、そこを重視しております、そこについても注意、指示を出していこうと思います。

○おばた委員 ありがとうございます。

ぜひ、しっかり指導していただきたいと思います。

あと、最後ですが、USBをハードディスクにして大きくすればという考え方が、古風だなというふうに思ってしまったしまして、今、GIGAスクール構想等々で様々な外部のシステムを利用していくということもありますので、単純に考えてもDropBoxですとか、GoogleCloud、様々な文書管理システムが世の中にあふれておりまして、これは一般的なIT企業でもセキュリティの面を考慮した上で使って、遵守事項を判断した上でやっているところもあるので、物理的なUSBですとか、先ほども申しましたけれども、紙ですとか、そういったものの紛失というのは非常に多いので、デジタルの個人情報等々の管理ということも考えるべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○会長 はい。課長どうぞ。

○地域教育力推進課長 その部分、おっしゃるとおりで、我々もそこは並行して考えております。そもそも現場にもっと、より総合的な処理、アプリといいますか、そういったシステムはありますので、そういった中でUSBとかデータのやり取りに限らず、全体的な事務処理のシステムをどうやって効率化できるか、リスクを避けることができるかということは今、研究を続けていると思います。現時点で、直ちにできる最善の策ということで、この事故をおこした現場にはUSBを直ちに止めて、別の手段を使う。ほかの現場にも、とりあえず、今、直ちにできるものとして、外付けハードディスクのお話が例として示し

ましたけれども、同時にその間に今、おっしゃっていただいたことを研究・検討して必要なら、していくということはやっていくつもりです。

○おばた委員 お願いします。

○会長 ありがとうございます。

ほかは、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、本件の報告を承りました。どうもご苦勞様でした。

報告事項があと何件か残っております。

令和元年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について、事務局からになります。報告をお願いします。

○区政情報課長 それでは、資料3に基づきまして、情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の実施状況をご報告させていただきます。

おめくりいただきまして、まず1ページ目でございます。

まず、こちらが昨年度の情報公開制度の実施状況という内容でございます。項番の1にございますように、処理件数、まず左側の請求の件数・人数でございますが、概ね前年度と同数となっております。ちなみに、件数でいきますと、平成30年度が1,729件、人数におきましても、1,428件でございましたので、大きな変化はございませんでした。

その次の決定状況につきまして、なかなかお聞きになれない文言がございます。「存否応答拒否」という文言がございます。これ1件ございましたが、これについてご説明いたします。まず、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開していることになる場合、文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができるものというふうになっておりまして、それがあなしを答えないで対応したのが1件あったというふうにご理解いただければと思っております。

それから、2行目の「写しの交付枚数」、14,000件ございますけれども、こちらは、前年度は19,000件ありましたけれども、前年度が非常に多うございまして、こちらは事業者の提案書類等が、非常に請求が多かったという結果だったというふうに認識しております。

項番の2、公文書公開請求の種類別件数は、ご覧のとおりでございまして、中ほどの住環境に関する情報が非常に多かったです。

あと、項番の3、推移につきましても、ここ数年は同様の数字で推移しているというふうに理解しております。

続きまして、2ページ目をお開きください。

こちらは、個人情報の保護の制度の実施状況でございます。こちらにおきましても、先ほどの情報公開同様、前年度と大きくはそんなには、数字は変わっていません。左側にある請求の開示の件数279件ですが、前年度は325件ございました。あと、人数が135人でしたが、前年度161人という内容でございました。

項番の2の自己情報開示等請求者の区分人数も概ね前年度と変更ございませんでした。

あと、続いて、自己情報開示請求等の種類別件数も大体前年度と同様な比率でございまして、二つ目の「福祉に関する業務」に関しましての請求が非常に多ございました。

あと、項番の4の推移に関しましても、概ねそんなに大きな変化はございませんでした。

続きまして、3ページ目でございます。項番の5、個人情報業務登録の状況でございます。今年の3月31日現在で全庁的にこういった内容で登録されているのを表したものでございます。

続きまして、4ページ以降でございますが、まず、4ページ目、6-1、個人情報業務登録届出の状況、外部委託という記述になっております。外部委託、それから、6ページ目が目的外利用、それから、8ページ目が電算記録というふうになっておりまして、各項目ごと、昨年度、新たに登録されたもの、あるいは変更があったものを一覧で表しているものでございます。

それから、15ページ目をお開きいただきますと、特定個人情報等事務登録の状況というふうなものが記載されております。これは個人情報の項目の内容を一覧にしたものなのですが、お気づきの方がいらっしゃるかもしれませんが、項番の評価書の番号の21、22、そのあと、24と一つとんでおります。それから、29のあと、31というふうに飛んでおります。次のページの教育委員会のところですが、3が飛んでおります。

この理由ですが、国の主務省令がまだ未整備等によりまして、評価書が未作成という案件でございまして、これは国が新たに主務省令を出したときに加わってくるというふうにご理解いただければと思っております。

説明については、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

会長の方から1回だけ補足させていただきますと、1ページ目のところで、存否応答拒否について、課長から今ご紹介ございましたが、事例はおそらくセンシティブな内容である可能性があるため、具体的にご紹介がなかったのだと思いますけど、私も存じておりませんが、仕組みだけご紹介しますと、例えば、DVの被害者が遠くに避難をしておられるというときに、この人は板橋区に避難していますかという情報開示制度でいせんと答えますと、板橋にはいないからあと4箇所ぐらいどっかにいるなと行って追跡ができる、ヒントを与えてしまう。もちろんいせんと答えることはできませんから、そうしますといせんと答えないならば、いるんだねということになっちゃうという問題があります。したがって、こういう質問に対しては始めからそもそもお答えしませんとする対応をとることによって、DV被害者を守る、そういう制度です。これが、制度はあるんですけども運用を失敗している自治体が多いんですけども、ちゃんと動いています。これは大変いい運用実績だと会長としては思います。

ご質問、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、この件につきましては、報告承ったということでお願ひします。

引き続きまして、令和元年特定個人情報保護評価書の変更状況について、これも事務局から報告をお願いします。

○区政情報課長 それでは、資料4をお開きください。

令和元年度に実施した特定個人情報保護評価書の変更状況というふうにございます。全部で4項目ございます。記載のとおりでございますが、まず一つ目は特定個人情報保護評価書の年1回の見直しによる変更。

それから、二つ目が30年度に実施した全ての基礎項目評価書にかかる一定期間(5年)経過前の再実施等による変更。

それから、三つ目が全項目評価書及び重点項目評価書にかかる一定期間(5年)経過前の再実施による変更。

そして、四つ目が所管法令等(東京都の条例を含む)の改正に伴う変更という、大きく四つに分かれております。

一つ、例を挙げてご説明したいと思ひますので、1ページおめくりいただきますと、一覧になってございまして、右端の評価書の番号1番目をご覧ください。事務の名称が「住民基本台帳に関する事務」ということで、こちらの中ほどに「令和元年度しきい値判断」

というふうに書かれております。こちらは、対象者数が568,000人、板橋区民の数です。それから、取扱者数が252人、これはこの業務に関わっている職員ですとか、非常勤の方もいます。

それから、1番は年1回の見直し、これが1ページ目で書いておりました1項目の部分の(1)から(3)ございまして、該当するものに○が付いております。

2番目は、一定期間経過前の再実施等。

それから、三つ目が一定期間経過前の再実施の全項目、重点項目ということです。

それから、四つ目が所管法令等の改正に伴うものということで、一覧として表しているものでございます。

説明については、簡単でございますが、以上でございます。

○会長 この件につきまして、ご質問ございましょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、これも承りました。

それから、報告事項、資料5になりますか。令和元年度外部評価委員会改善・提案事項に対する検討結果、改善措置について。これも事務局から報告をお願いします。

○区政情報課長 それでは、資料5に基づきまして、個人情報保護に関する外部評価委員会改善・提案事項に対する検討結果、改善措置について、ご報告いたします。

こちらの外部評価委員会という組織でございますけど、当会議体とは別に外部評価委員会という会議体を設けておまして、例えば、前年度に個人情報の事故が発生した部署ですとか、新たに個人情報を扱う業務などを取り入れた部署に出向いていただきまして、第三者的な立場から業務の流れ等について、見てご指摘を受けるという内容のものでございます。

1ページおめくりいただきますと、項番の1、検討状況等については、ご覧のとおりでございまして、昨年度は健康いきがい部介護保険課、それから、福祉部板橋福祉事務所が実地調査の対象となっております。

検討結果につきましては、もう1ページおめくりいただきまして、横長の一覧表になったものをご覧ください。

項番の1につきましては、介護保険課につきましては、改善・提案事項はございませんでした。

項番の2、「生活保護に関する業務」につきましては、板橋福祉事務所でございますけ

れども、改善・提案事項が1件ございました。

下の表をご覧くださいと思います。

まず、左端ですが、改善・提案事項でございますけれども、「電子計算組織への記録及び電子計算組織の外部結合」の案件につきましてでございますが、個人情報を入力する端末等と接続している配線の付近に重量がある段ボール等が積まれていると、落下により配線が断線することで記録されている個人情報が消失するおそれがある。個人情報を入力する端末等に接続している配線やハブ等のネットワーク機器付近に重量物がないかを確認するとともに整理整頓されたいという改善・提案事項がございました。

それを受けまして、板橋福祉事務所主管課につきましては、個人情報を入力する端末等と接続している配線の付近に積んでいた再生紙等の段ボールを配線上に落下しないように調整させました。

あわせて、所内の端末、配線、ハブ等のネットワーク機器周辺を清掃するなど整理整頓を行いました。

あと、同様に、全庁に向けて今回の提案内容を実施するために、右端のものを作りました。

各課内の個人情報を入力する端末等に接続している配線やネットワーク機器付近に重量物がないかを確認する。

各課内の端末、配線、ネットワーク機器周辺を清掃するなど整理整頓するという文言にいたしまして、次に2ページ目から載っておりますのが、これは毎年5月ぐらいに個人情報の適正な取扱いについてということで、全庁に対して発信している文書でございます、その12ページをお開きいただきますと、(10)に下線が引いてございます。配線等周辺機器の整理ということで、今回ご指摘いただきましたものを、新たに、これは毎年発出している文書でございますので、(10)は、新たなものとして全庁に注意喚起を促すということで通知しているものでございます。

説明については、以上はございます。

○会長 ありがとうございます。

この外部評価委員会からの報告につきましては、報告が上がった段階で当審議会にも報告を承っておりますし、それに対する対応措置が終わったということでのご報告を、今、こういう形で頂戴していると思います。

ちなみに、外部評価委員会には、当審議会委員でもおられる岩隈委員にも加わっていた

だいておりますので、もし何か追加のコメントがございましたら。

○岩隈委員 今回、改善・提案事項に挙げているのは、ネットワークのそばに荷物がいっぱい積んであるから気をつけるという、大したことないなというテーマではあったんです。

今回、見せていただいた2件のところは、書類の誤送付ですとか、書類の紛失、ヒューマンエラーで紙の書類で個人情報が漏洩してしまったという、そういうことがあったところで、自分たちとか、主管課ご自身がそこは気をつけなきゃと思って、私たちが現場を拝見したとき、そこは非常に周到に準備されて、準備されることで現場の方が意識されるようになるのはよいことだと思うので、緊張感を保っていただければと思うのですが、一方で、段ボール、荷物がいっぱい積んでありましたという話なのですが、これは、ここではこれ以上の指摘はしていなかったのですが、今まで10年ほど、この委員させていただいている中で各事務室の書類ですとか、物品の管理、棚がいっぱいだったりとか、書類とか道具をどうしても段ボールで積み上げておかないとどうにもならないというようなどころもかなりおありのようですので、区におかれましては、そういう、どうしても社会福祉系の給付だと紙で色々とやり取りしなくてはいけないこともまた多いので、そういったものを保管したり、管理していく部署の物理的なストレージ、保管場所を確保してあげるようなキャビネットを更新してあげるとか、予算措置であるとか、あとは、先ほどのUSBの件でもありましたけど、可能なものから順次、ネットワークで封じ込めた形でアクセス権限のある職員以外は触れないようにして、電子化して省スペース化を図っていくということは依然として必要なのかなというふうに感じているところではあります。

以上です。

○会長 ありがとうございます。何かご質問はございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、報告事項を続けます。

情報公開及び個人情報保護審査会の答申2件につきまして、事務局から報告をお願いします。

○区政情報課長 それでは、資料6-1と6-2をご用意ください。

先ほど申しました、本審議会以外に外部評価委員会といった組織があるというふうにご説明しましたが、それ以外にも個人情報保護審査会という会議体を本区では設けております。情報公開請求があった際に情報を開示するわけですが、それに対して審査請求をなさつ

た方がおられます。それについて審議をいただく組織体でございます。

その案件が2件発生いたしましたので、それについてご説明させていただきます。

まず、6-1の方の件名でございますけども、本審議会の区民委員の応募者全員が提出した作文の一切の情報公開請求に対する公文書非公開決定処分に係る審査請求がございました。

項番の2、処分の内容でございます。

2段落目をご覧ください。

非公開決定の理由は、「応募者の作文には、個人の主義・主張が記載されており、応募者の住所・氏名等を被覆したとしても、作文の内容から、特定の個人が識別され得るため。また、公開することを予定して提出を受けたものではない。

したがって、公開することにより、今後の公募委員の募集にあたり、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため。」ということで処分を区がしたわけなんですけど、それに対して審査請求があったわけでございます。

審査請求の内容、経過につきましては、ご覧のとおりでございます。項番の5、審査会の結論及びその理由でございます。

(1) 結論でございますが、区が審査請求人に対して行った公文書公開請求に対する公文書非公開決定処分が妥当であり、これを維持するという内容でございます。

(2) 理由でございます。大きく三つに分かれてございます。

まず、①でございますが、2行目をご覧ください。

「広報いたばし」に掲載される方法で行われておりますけれども、応募作文を非公開とする旨の記載はないけれども、当該応募者が区に提出した作文には、いずれも応募者の私生活に関する出来事が書かれていることからすれば、当該応募者は公開されることを予想せずに、区に対して作文を提出していると考えられる。

作文提出の動機・目的は、当該応募者が作文に書いた内容を区以外の者に広く知らせたいということにあるのではなく、個人情報保護に強い関心を抱いていることを区に伝えることにより、区民委員に就任したいという点にあると考えられる。

裏面ご覧ください。1行目後半です。

同記事から、提出した作文が公開されることは予想できないことから考えた場合、区が当該応募作文を公開することは、当該応募者の区に対する信頼感を損ねることになり、区の事務又は事業の執行に影響を及ぼすおそれが生ずることにもなる。

次の段落の2行目からご覧ください。

非公開事由を定めている条例第6条第1項第6号の規定に該当するとして、また、条例第6条第1項第2号の規定に該当するとして、非公開とした区の判断に誤りがあるとはいえない。

二つ目の項目です。

公開決定に先立ち、応募者に対して、提出した作文を公開してよいかについて意見照会をする義務があるか否かの部分に関しましては、私生活上の出来事が書かれており、その内容から考えた場合には当該応募者が公開を望んでいるとは思えない。実施期間が非公開決定に先立ち、当該応募者に対して、当該作文公開の是非について意見照会をしなかったとしても裁量の範囲を逸脱した行為とはいえない。

一段落飛びまして、しかしながら、条例第12条第1項は、「意見書を提出する機会を与えることができる。」と規定しているのみであり、意見照会が容易にできる場合と、そうでない場合とを分け、前者の場合に意見照会を義務づけている規定にはなっていない。

したがって、例え、当該応募者に対する意見照会が容易にできたとしても、そのことをもって、当該応募者に対する意見照会を義務づけることはできない。

続いて、3点目でございます。

2段落目、情報公開法第13条第1項の規定に違反している旨の主張をしておりますが、3段落目でございますが、同条項の「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれている機関等、同法第2条第1項各号に掲げる機関を意味するものであり、当該行政機関である区は含まれない。

したがって、審査請求人の情報公開法第13条第1項違反の主張は認めないとしまして、項番6にございますように、区長は上記答申を受け、審査請求については棄却し、令和2年6月11日付けで審査請求人に通知したものでございます。

続きまして、資料6-2をご覧ください。

件名でございます。認可保育園ほっぺるランド志村坂上にて発生した、園児死亡事案に関する実施検証の関連資料に係る情報公開請求に対する公文書部分公開決定処分に係る審査請求でございました。

項番2の処分の内容でございます。

2段落目をご覧ください。

部分公開決定の理由は、「個人情報、及び実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が

行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、その他当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもののため。」というものであるということで、区は処分をしたものでございます。

項番の3、請求の内容はご覧のとおりです。

審査経過についてはご覧のとおりでございまして、項番の5、審査会の結論及びその理由でございまして。

(1) 結論でございまして。区長が審査請求人に対して行った公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分は妥当であり、これを維持するというものでございました。

(2) 理由でございまして。全部で3点でございます。

まず1点目でございますが、3行目をご覧ください。

公開請求対象文書には、検査対象法人である審査請求人とは別人格の個人からの聴取内容等の個人情報が記録されており、審査請求人と雇用契約を締結した個人であっても、その個人情報は当該個人に属するものであり審査請求人に属するものではない。

2点目でございます。

「9月5日特別指導検査時の記録」の配置図（保育時間中）をほぼ非公開としている理由については次のア・イのとおりでございまして、まず、アですが、亡くなられた児童の年齢が条例第6条第1項第2号に規定する「個人に関する情報」で「特定に個人が識別され得るもの」に該当するものであること。

イ、特別指導検査で担当保育士等の関係者から事情聴取及び事故当時の行動の確認をした内容が表示されておりました。指導検査に係る途中記録が含まれていることから、条例第6条第1項第6号に規定する「公にすることにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれのあるもの」に該当するものであること。

そして、3点目でございます。

事情聴取した情報が、紙媒体で情報公開されることになると、今後の同種の調査につき、雇用主との関係で個人が任意に協力することが期待できなくなるというおそれも考えられるということでございました。

項番6、審査請求に対する決定は、区長は上記答申を受け、審査請求については棄却し、令和2年6月2日付けで審査請求人に通知したものでございます。

報告は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

2件につきまして、条例に基づきまして、当区に設置されている言わば同僚、組織でございます審査会の案件についてご報告を受けたわけでございますが、答申が出ると報告をお願いしているのですが、その趣旨は、当審議会は条例全体についての運用について検討し、必要に応じて、区長に対して条例改正が求められるような場合には経緯を示す、提案をするということがございます。

そうしますと現実には動いている条例がどういうふうにして機能しているのかということ、こういった形で報告いただき、これが、言わば、条例に基づく運用なんだけれども、行政として条例改正で対応するべきと考えているのであれば、我々は検討すると、そのきっかけの一つとしてご報告をいただいています。

今回の2件につきましては、事前に事務局との打ち合わせの段階では、そのような形で議案を調整する必要性が、今の段階であるというふうに私は考えませんでした。したがって、報告に留まっているというわけでございますけれども、委員の皆様方には、ご検討をいただきまして、もし、委員の立場として条例改正等に繋がる提議が必要であるとお考えでございましたら、次回審議会等の場でご発言いただくということをお願いしたいと存じます。会長からは、以上、補足いたします。

本日予定しておりました議題は、以上が全てあります。

その他で特に発言等はございませんか。なければ、本日はこれで閉会といたします。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございました。事務局、お願いします。

○区政情報課長 次第の下部にも記載しておりますが、次回の審議会は11月30日月曜日、午後2時から。場所は、本日と同じ大会議室Aを予定しております。

また、第4回の審議会は来年3月中旬を予定しておりますので、よろしく願いいたします。正式な開催のご案内につきましては、事務局からまた改めてご通知いたします。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。

○会長 先ほど、1点ございました書面会議が可能かどうかについては、別途調整ということで、それを除いて第3回ということ。ありがとうございました。

正午 閉会